

屋久島町地域防災計画

(資料編)

平成23年度

屋久島町防災会議

目 次

1 防災組織に関する資料

1-1	屋久島町防災会議条例	1
1-2	屋久島町防災会議委員名簿	2
1-3	屋久島町災害対策本部条例	3
1-4	防災関係機関	4
1-5	自主防災組織	6

2 広域応援・自衛隊の災害派遣に関する資料

2-1	鹿児島県消防相互応援協定	7
2-2	鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定	10
2-3	屋久島町と鹿児島市との救急業務応援協定	12
2-4	屋久島町と霧島市との救急業務応援協定	13
2-5	屋久島町と鹿児島県建設業協会屋久島支部との応急対策業務に関する協定	14
2-6	屋久島町と屋久島電気設備協同組合との応急対策業務に関する協定	16
2-7	鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定	18
2-8	自衛隊災害派遣（撤収）要請	20

3 危険箇所等に関する資料

3-1	土石流危険渓流Ⅰ	22
3-2	土石流危険渓流Ⅱ	25
3-3	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	28
3-4	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	30
3-5	山腹崩壊危険地区	32
3-6	崩壊土砂危険地区	32
3-7	建築基準法に基づく災害危険区域	33
3-8	交通途絶予想箇所	33
3-9	土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等	34

4 避難に関する資料

4-1	避難所一覧	35
4-2	孤立化集落対策マニュアル	37
4-3	災害時要援護者の避難支援ガイドライン	39

5 気象等観測に関する資料

5-1	注意報・警報及び気象情報の発表	41
5-2	雨量観測所	43

6 通信に関する資料

6-1	防災行政無線の整備状況	44
6-2	同報無線設置箇所	45

7 食糧・応急住宅・水道等に関する資料

7-1	食糧（主食米）の調達先	47
7-2	水道施設の概要	47
7-3	給水資機材等の整備状況	48

8 消防・危険物施設等に関する資料

8－1	消防団の組織	49
8－2	消防団の定員及び装備状況	50
8－3	危険物施設状況	51

9 医療・衛生に関する資料

9－1	医療機関	54
9－2	ごみ・し尿収集運搬車	54
9－3	廃棄物・し尿処理施設	55
9－4	火葬場	55

10 輸送に関する資料

10－1	救援物資等集積場所	56
10－2	ヘリコプター緊急時離着陸場予定地	56
10－3	緊急通行車両事前届出書及び届出済証	57

11 その他の資料

11－1	救助の実施程度，方法及び期間一覧表	58
11－2	指定（登録）文化財一覧	61
11－3	近年の屋久島での主な気象災害	63

1 防災組織に関する資料

1-1 屋久島町防災会議条例（平成19年10月1日条例第195号）

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、屋久島町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- （1） 屋久島町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- （2） 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。
 - （1） 指定地方行政機関の職員
 - （2） 鹿児島県の知事の部内の職員
 - （3） 鹿児島県警察の警察官
 - （4） 熊毛地区消防組合の職員
 - （5） 副町長、教育長
 - （6） 町長部局の職員
 - （7） 消防団長
 - （8） 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
 - （9） 公共的団体の役員又は職員
- 6 前項の委員の定数は20人以内とする。
- 7 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、鹿児島県の職員、屋久島町の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（議事等）

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

（報酬及び費用弁償）

第6条 会長及び委員に対する報酬は、支給しない。ただし、会議及び当該事項の要した日数に対する費用の弁償は、屋久島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（平成19年屋久島町条例第43号）を適用する。

附 則

この条例は、公布の日からから施行する。

1－2 屋久島町防災会議委員名簿

(平成23年 5月 1日委嘱)

No.	役 職	根 拠	根拠詳細
1	屋久島町長	第3条第2項	会長（町長）
2	屋久島森林管理署長	5項1号	指定地方行政機関
3	熊毛支庁屋久島事務所長	5項2号	県職員
4	屋久島警察署長	5項3号	県警察職員
5	熊毛地区消防組合屋久島北分遣所長	5項4号	熊毛地区消防組合職員
6	熊毛地区消防組合屋久島南分遣所長	5項4号	熊毛地区消防組合職員
7	屋久島町副町長	5項5号	副町長
8	屋久島町教育長	5項5号	教育長
9	総務課長	5項6号	町部局の職員
10	宮之浦支所長	5項6号	町部局の職員
11	尾之間支所長	5項6号	町部局の職員
12	健康増進課長	5項6号	町部局の職員
13	介護衛生課長	5項6号	町部局の職員
14	福祉事務所長	5項6号	町部局の職員
15	建設課長	5項6号	町部局の職員
16	水道課長	5項6号	町部局の職員
17	電気船舶課長	5項6号	町部局の職員
18	屋久島町消防団長	5項7号	消防団長
19	屋久島電工(株)屋久島事業所長	5項8号	特定地方公共機関
20	社会福祉協議会事務局長	5項9号	指定公共的団体の役職員

1－3 屋久島町災害対策本部条例（平成19年10月1日）

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、屋久島町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（雑則）

第4条 前3条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

1－4 防災関係機関

機 関 名	電話番号	所 在 地
■ 県		
鹿児島県危機管理局危機管理防災課	099-286-2256	鹿児島市鴨池新町10-1
熊毛支庁総務企画課	0997-22-0001	西之表市西之表7590
熊毛支庁屋久島事務所	0997-46-2211	屋久島町安房650
屋久島保健所	0997-46-2024	屋久島町安房650
■ 警察・消防		
屋久島警察署	0997-46-2110	屋久島町安房304-42
熊毛地区消防組合屋久島北分遣所	0997-42-0119	屋久島町宮之浦1593-3
熊毛地区消防組合屋久島南分遣所	0997-47-2125	屋久島町尾之間156
■ 指定地方行政機関		
九州農政局鹿児島農政事務所	099-222-0121	鹿児島市小川町3-64
九州森林管理局屋久島森林管理署	0997-46-2111	屋久島町安房166-5
九州運輸局鹿児島運輸支局	099-222-5660	鹿児島市泉町18-2
九州地方整備局鹿児島港湾・空港整備事務所	092-476-3544	福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7
大阪航空局鹿児島空港事務所	0995-58-4440	霧島市溝辺町麓字838
鹿児島地方気象台	099-250-9911	鹿児島市東郡元町4-1鹿児島第2地方合同庁舎
鹿児島海上保安部	099-222-6680	鹿児島市泉町18-2-50
■ 自衛隊		
陸上自衛隊第12普通科連隊（国分自衛隊）	0995-46-0350	霧島市国分福島2-4-14
海上自衛隊第1航空群（鹿屋自衛隊）	0994-43-3111	鹿屋市西原3-11-2
■ 指定公共機関及び指定地方公共機関		
日本郵政公社鹿児島中央郵便局	099-252-4188	鹿児島市中央町1-2
西日本電信電話（株）鹿児島支店	099-258-8520	鹿児島市松原町4-26
N T T ドコモ（株）鹿児島支店	099-258-8236	鹿児島市松原町4-26
ソフトバンクモバイル株式会社		福岡市博多区博多駅東2丁目6-1
K D D I（株）九州総支社		福岡市博多区博多駅前1丁目2-5
日本銀行鹿児島支店	099-259-3231	鹿児島市上之園町5-15
日本赤十字社鹿児島県支部	099-252-0600	鹿児島市鴨池新町1-5
日本放送協会鹿児島放送局	099-253-6615	鹿児島市天保山町19-20
九州電力（株）鹿児島支店	099-285-5268	鹿児島市与次郎2-6-16
九州電力（株）熊毛営業所	0997-22-1311	西之表市鴨女町211-1
種子屋久農業協同組合（電気事務所）	0997-47-2629	屋久島町尾之間351
安房電気利用組合	0997-46-2053	屋久島町安房160-10
日本通運（株）鹿児島支店	099-226-6111	鹿児島市浜町1-8
（社）鹿児島県トラック協会	099-261-1167	鹿児島市谷山港2-4-15
日本エアコンピューター株式会社	0995-58-2151	霧島市溝辺町麓787-4
折田汽船株式会社	099-226-0479	鹿児島市南林寺町30-15
いわさきコーポレーション株式会社	099-259-2888	鹿児島市山下町9-5

コスモライン株式会社	099-226-6628	鹿児島市住吉町15-11
屋久島電工株式会社	0997-42-0111	屋久島町宮之浦939
熊毛地区医師会	0997-23-2548	西之表市栄町2
熊毛郡歯科医師会	0997-42-2248	屋久島町宮之浦197
■その他		
種子屋久農業協同組合	0997-47-2211	屋久島町尾之間351
屋久島町漁業協同組合	0997-46-3116	屋久島町安房136
屋久島町商工会	0997-42-0159	屋久島町宮之浦288
屋久島観光協会	0997-49-4010	屋久島町小瀬田310-1
屋久島町社会福祉協議会	0997-42-2711	屋久島町宮之浦2467-19
屋久島森林組合	0997-49-1010	屋久島町宮之浦277-29

1－5 自主防災組織

(平成22年4月1日現在)

地 区 名	組 織 数	自主防災組織 の 管 内 人 口	自主防災組織 の管内世帯数	組織されている 地 域 の 世 帯 数	組織率 (%)
長峰	1	378	186	186	100.0
小瀬田	1	465	233	233	100.0
榑川	1	94	53	0	0
楠川	1	457	230	0	0
宮之浦	1	3,256	1,552	1,552	100.0
志戸子	1	404	195	0	0
一湊	1	826	422	422	100.0
吉田	1	196	108	108	100.0
永田	1	541	270	0	0
本村	1	138	69	69	100.0
湯向	1	13	8	8	100.0
永久保	1	170	80	80	100.0
船行	1	262	146	146	100.0
松峰	1	530	253	253	100.0
安房	1	1,210	570	570	100.0
春牧	1	910	410	410	100.0
平野	1	278	136	136	100.0
高平	1	176	83	83	100.0
麦生	1	254	154	154	100.0
原	1	471	207	207	100.0
尾之間	1	838	409	409	100.0
小島	1	189	85	85	100.0
平内	1	655	308	308	100.0
湯泊	1	214	124	124	100.0
中間	1	264	134	134	100.0
栗生	1	556	292	292	100.0
合 計	26	13,745	6,717	5,969	88.8

2 広域応援・自衛隊の災害派遣に関する資料

2-1 鹿児島県消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、鹿児島県（以下「県」という。）内の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）が消防の相互応援に関し、協定することについて必要な事項を定め、県内において大規模災害等が発生した場合に相互に応援を行い、もって被害を最小限に防止することを目的とする。

(地域の区分及び代表消防機関等)

第2条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、協定を締結する市町村等の中から代表消防機関を選任するものとする。

2 県内を5地域に区分し、区分した地域ごとにそれぞれ地域代表消防機関を選任するものとする。

3 代表消防機関及び地域代表消防機関は、それぞれ代行消防機関を選任するものとする。

(対象とする災害)

第3条 この協定において相互応援の対象とする「大規模災害等」とは、次に掲げる災害のうち大部隊又は特殊な消防隊、資機材等の応援を必要とするものをいう。

- (1) 高層建築物火災、林野火災又は危険物施設火災等で大規模なもの
- (2) 大規模な地震、火山爆発又は風水害等の自然災害
- (3) 石油コンビナート指定地域災害
- (4) 航空機事故、列車事故等で大規模なもの又は特殊な救急・救助を必要とするもの
- (5) その他前各号に掲げる災害に準ずる大規模災害

(応援隊の登録)

第4条 各市町村等は、応援が可能な消防隊、救急隊及び資機材等（以下「応援隊」という。）をあらかじめ登録しておくものとする。この場合においては2以上の市町村等が合同して1の応援隊を登録することができる。

(応援要請)

第5条 この協定に基づく応援要請（以下「応援要請」という。）は、第3条に規定する大規模災害等が発生した市町村等の長が、他の市町村等の長に対し、次に掲げるいずれかの事態が生じたときに行うものとする。

- (1) 災害の発生地を管轄する市町村等の消防力では、災害の防ぎよが著しく困難であるとき。
- (2) 災害を防ぎよするため、他の市町村等が保有する消防車両、資機材等を必要とするとき。

(応援要請の種別)

第6条 応援要請の種別は、災害の規模等により次のとおり区分する。

- (1) 第1要請 隣接市町村等間で現に締結されている相互応援協定では対応が困難な場合に、第2条第2項の規定により区分された地域内の市町村等に対して行う応援要請
- (2) 第2要請 第1要請における消防力では災害防ぎよが困難な場合に、第1要請に加えて他の地域の市町村等に対して行う応援要請

(応援要請の方法)

第7条 応援要請は、原則として第1要請、第2要請の順に行うものとし、応援を要請する市町村等の長（以下「要請側市町村等の長」という。）が、第1要請については地域代表消防機関を通じて地域内の市町村等に対し、第2要請については地域代表消防機関を通じて代表消防機関に対し行うものとする。ただし、要請側市町村等の長が特に必要と認める場合においては、直ちに、第2要請を行うことができる。

- 2 第2要請を受けた代表消防機関は、地域代表消防機関を通じて応援要請を行うものとする。
- 3 応援要請を行うときは、次に掲げる事項を明確にしなければならない。
 - (1) 災害の種別、発生場所及び災害の状況
 - (2) 応援隊の人員、車両、資機材の数量等
 - (3) 応援隊の集結場所及び活動内容
 - (4) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名
 - (5) 使用無線系統
 - (6) その他必要な事項
- 4 要請側市町村等の長が応援要請を行ったときに、直ちに県及び代表消防機関に対して当該要請に係る事項について通報するものとする。

(応援隊の派遣)

第8条 応援要請を受けた市町村等の長（以下「応援側市町村等の長」という。）は応援隊を派遣するものとする。

- 2 応援側市町村等の長は、応援隊の派遣を決定したとき、又はやむを得ない理由により要請に応ずることができないときは、その旨を速やかに第1要請の場合にあっては地域代表消防機関を通じて要請側市町村等の長に、第2要請の場合にあっては地域代表消防機関及び代表消防機関を通じて要請側市町村等の長に通知するものとする。
- 3 応援側市町村等の長は前項の規定による通知の内容について県に通報するものとする。

(応援の中断)

第9条 応援側市町村等の長は、応援隊を復帰させるべき特別の事情が生じた場合においては、要請側市町村等の長と協議の上応援を中断することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第10条 応援隊は、法第47条の規定に基づき要請側市町村等の長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第11条 応援に要した費用は、次の各号に定めるところにより応援側市町村等又は要請側市町村等がそれぞれ負担するものとする。

- (1) 応援側市町村等の負担する費用
 - ア 受援地において機械器具を破損した場合の修理費
 - イ 応援における隊員の諸手当及び被服等の損料
 - ウ 応援隊が災害出動中に自己管内の建築物等の物件を破壊した場合の補償費
 - エ 消防作業に要した消耗品及び器材の消耗費用
- (2) 要請側市町村等の負担する費用
 - ア 応援隊が災害活動中に要請側市町村等管轄内の建築物等の物件を破壊した場合の補償費
 - イ 応援が長期間にわたるため必要となる場合の食糧の費用
 - ウ 応援隊が受援地において補給した消耗品の費用
- (3) 応援側市町村等及び要請側市町村等の協議により負担する費用
 - ア 応援隊が災害出動中に人畜を死亡させ、又は負傷させた場合にこれらの補償に要する経費
 - イ 応援隊が災害活動中に人畜を死亡させ、又は負傷させた場合にこれらの補償に要する経費
 - ウ 協定に定めのない経費

- 2 応援した隊員が作業中に死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の災害補償に関する事務手続は、応援側市町村等において行うものとする。

(協定の効力)

第12条 この協定は、平成18年11月1日からその効力を生じる。

(改廃)

第13条 この協定の改廃は、この協定を締結する市町村等（以下「協定市町村等」という。）の長の協議により行うものとする。

(委任)

第14条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定市町村等の消防長及び消防本部を置かない村にあってはその長から委任を受けた者が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書60通を作成し、協定市町村等の長が記名押印のうえ各自1通を所持するものとする。

平成18年10月25日

記名押印〔略〕

2-2 鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、鹿児島県下の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、鹿児島県が所有する消防・防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の応援を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本協定に基づき市町村等が航空機の応援を求めることができる区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が、次の各号のいずれかに該当し、航空機の活動が必要と判断した場合に、鹿児島県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合
- (3) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、航空機以外に適切な手段がなく、航空機による活動が最も有効な場合

(応援要請の方法)

第5条 応援要請は、鹿児島県防災航空センター所長に電話又はファクシミリにより、次の事項を明らかにして行うものとし、後日、鹿児島県消防・防災ヘリコプター緊急運航要領第5第2項の鹿児島県消防・防災ヘリコプター緊急運航要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 災害現場の最高指揮者の職氏名及び連絡方法
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況を確認の上、防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、第4条の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第7条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町村等の長の定める災害現場の最高責任者が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対して、鹿児島県消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第5条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第9条 この協定に基づく応援に要する運航経費は、相互応援協定第11条の規定にかかわらず、鹿児島県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項は、鹿児島県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成10年6月26日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、各自それぞれ1通を保持する。

平成10年6月26日

記名押印〔略〕

2－3 屋久島町と鹿児島市との救急業務応援協定

鹿児島市（以下「甲」という。）と屋久島町（以下「乙」という。）との救急業務応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の管轄区域内（以下「区域内」という。）に発生した救急災害について甲が乙に応援することを目的とする。

（救急業務の責任）

第2条 区域内および鹿児島市到着までの救急業務の責任は乙が負うものとし、甲はこの協定に基づき救急活動を直接担当するものとする。

（救急出場）

第3条 甲は、区域内の救急災害について、乙から救急出場要請を受けたときは、自己管轄区域内の業務に支障がない限り直ちに救急隊を出場させるものとする。

（費用負担）

第4条 応援に要した費用は、次に掲げる方法によるものとする。

（1） 応援における隊員の諸手当及び需要費等は、乙の負担とする。

（2） 応援に際し発生した人身及び物損事故等による補償費その他の費用の負担については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（その他）

第5条 この協定に定めない事項その他の協定に関し必要な事項は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記協定の証として、本書式通を作成し、甲乙それぞれ壱通を所持するものとする。

平成19年10月1日

記名押印〔略〕

2-4 屋久島町と霧島市との救急業務応援協定

霧島市（甲）と屋久島町（乙）との救急業務応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の管轄区域内（以下「区域内」という。）に発生した救急災害について甲が乙に応援することを目的とする。

（救急業務の責任）

第2条 区域内及び鹿児島空港到着までの救急業務の責任は乙が負うものとし、甲はこの協定に基づき救急活動を直接担当するものとする。

（救急出場）

第3条 甲は鹿児島空港よりの傷病者搬送について乙から救急出場要請を受けたときは、自己管轄区域内の業務に支障がない限り直ちに救急隊を出場させるものとする。

（費用負担）

第4条 応援に要した費用は次に掲げる方法によるものとする。

（1） 応援における隊員の諸手当及び需要費等は乙の負担とする。

（2） 応援に際し発生した人身及び物損事故等による補償費、その他の費用の負担については甲乙協議のうえ定める。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項、その他の協定の実施に関し必要な事項は甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記協定の証として、本書2通を作成し甲乙それぞれ1通を所持するものとする。

平成19年10月1日

記名押印〔略〕

2-5 屋久島町と鹿児島県建設業協会屋久島支部との応急対策業務に関する協定

屋久島町（以下「甲」という。）と鹿児島県建設業協会屋久島支部（以下「乙」という。）とは、大規模な風水害、火山災害及び震災等の災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合又はその恐れがある場合に、乙の会員が社会貢献活動の一環として実施する応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

（主旨）

第1条 この協定は、甲の管理する公共土木施設、都市施設及び農林水産施設（以下「公共土木施設」という。）における大規模災害発生時等の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、甲が乙の会員に対して協力を求めるときに必要な基本的事項を定めることを目的とする。

2 乙は、この協定の締結に関し、乙の会員を代表するものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、次の各号に定めるいずれかの場合に、応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に対し文書により協力を要請することができる。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭により要請し、その後速やかに文書で要請するものとする。

（1）大規模災害が発生し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項の規定に基づき、屋久島町災害対策本部が設置された場合

（2）前号に定める場合のほか、大規模災害が発生する恐れがあり、甲が乙の会員の協力が必要であると認めた場合

2 乙は、前項に規定する協力要請があったときは、乙の会員が保有する稼働可能な建設資材及び労力等を勘案して、応急対策業務に従事可能な乙の会員を甲に連絡するものとする。

3 甲は、前項の規定による乙からの連絡に基づき、応急対策業務を実施する乙の会員を選定し、当該会員に対して業務内容の詳細を指示するものとする。

4 乙及び乙の会員は、第1項に規定する協力要請があったときは、甲に協力するものとする。

（応急対策業務の内容）

第3条 甲が乙の会員に対し協力を要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

（1）公共土木施設等の災害情報及び被害状況の調査、収集及び甲に対する報告

（2）公共土木施設等からの障害物の除去及び応急の復旧

（3）その他甲が必要と認める業務

（協力体制の整備）

第4条 乙は、第2条第1項に規定する協力要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ協力体制を整備し、その内容を甲に報告するものとする。

（業務の報告）

第5条 乙の会員は、第3条第2号及び第3号に規定する応急対策業務を実施した場合は、速やかに甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 第3条に規定する応急対策業務のうち、第1号の実施に要する費用については、当該業務を実施する乙の会員が負担するものとし、第2号及び第3号の実施に要する費用については甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する費用の金額は、甲の積算基準により算出した額を基準として、甲及び当該業務を実施する乙の会員が協議して定めるものとする。

（第三者等に対する損害）

第7条 乙の会員が応急対策業務の実施に伴い甲及び第三者に損害を与えたときは、当該業務を実施した乙の会員の責めに帰すべき自由によるものを除き、甲及び当該業務を実施した乙の会員が協議してその賠償を行うものとする。

(補償)

第8条 この協定に基づき応急対策業務に従事した者が、当該応急対策業務に従事したことにより死亡し、若しくは疾病にかかり、又は負傷した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによるものとする。

2 前項の規定によりがたい場合は、その他の関係法令等に基づく災害補償について、甲及び当該業務を実施した乙の会員が協議するものとする。

(協定の効力)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の3月前までに甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第10条 乙の会員が、第2条第1項に規定する協力要請によらず、甲と別に締結した契約等に基づき応急対策業務を実施する場合は、この協定の規定は適用しないものとする。

2 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年6月13日

記名押印〔略〕

2-6 屋久島町と屋久島電気設備協同組合との応急対策業務に関する協定

屋久島町（以下「甲」という。）と屋久島電気設備協同組合（以下「乙」という。）とは、大規模な風水害、火山災害及び震災等の災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合又はその恐れがある場合に、乙の会員が社会貢献活動の一環として実施する応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

（主旨）

第1条 この協定は、甲の管理する公共土木施設、都市施設及び農林水産施設（以下「公共土木施設」という。）における大規模災害発生時等の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、甲が乙の会員に対して協力を求めるときに必要な基本的事項を定めることを目的とする。

2 乙は、この協定の締結に関し、乙の会員を代表するものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、次の各号に定めるいずれかの場合に、応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に対し文書により協力を要請することができる。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭により要請し、その後速やかに文書で要請するものとする。

（1）大規模災害が発生し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項の規定に基づき、屋久島町災害対策本部が設置された場合

（2）前号に定める場合のほか、大規模災害が発生する恐れがあり、甲が乙の会員の協力が必要であると認めた場合

2 乙は、前項に規定する協力要請があったときは、乙の会員が保有する稼働可能な建設資材及び労力等を勘案して、応急対策業務に従事可能な乙の会員を甲に連絡するものとする。

3 甲は、前項の規定による乙からの連絡に基づき、応急対策業務を実施する乙の会員を選定し、当該会員に対して業務内容の詳細を指示するものとする。

4 乙及び乙の会員は、第1項に規定する協力要請があったときは、甲に協力するものとする。

（応急対策業務の内容）

第3条 甲が乙の会員に対し協力を要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

（1）公共土木施設等の災害情報及び被害状況の調査、収集及び甲に対する報告

（2）公共土木施設等からの障害物の除去及び応急の復旧

（3）その他甲が必要と認める業務

（協力体制の整備）

第4条 乙は、第2条第1項に規定する協力要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ協力体制を整備し、その内容を甲に報告するものとする。

（業務の報告）

第5条 乙の会員は、第3条第2号及び第3号に規定する応急対策業務を実施した場合は、速やかに甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 第3条に規定する応急対策業務のうち、第1号の実施に要する費用については、当該業務を実施する乙の会員が負担するものとし、第2号及び第3号の実施に要する費用については甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する費用の金額は、甲の積算基準により算出した額を基準として、甲及び当該業務を実施する乙の会員が協議して定めるものとする。

（第三者等に対する損害）

第7条 乙の会員が応急対策業務の実施に伴い甲及び第三者に損害を与えたときは、当該業務を実施した乙の会員の責めに帰すべき自由によるものを除き、甲及び当該業務を実施した乙の会員が協議してその賠償を行うものとする。

(補償)

第8条 この協定に基づき応急対策業務に従事した者が、当該応急対策業務に従事したことにより死亡し、若しくは疾病にかかり、又は負傷した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによるものとする。

2 前項の規定によりがたい場合は、その他の関係法令等に基づく災害補償について、甲及び当該業務を実施した乙の会員が協議するものとする。

(協定の効力)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の3月前までに甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第10条 乙の会員が、第2条第1項に規定する協力要請によらず、甲と別に締結した契約等に基づき応急対策業務を実施する場合は、この協定の規定は適用しないものとする。

2 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年5月2日

記名押印〔略〕

2-7 鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1項に規定する災害が県内で発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策を実施することができない場合に、災対法第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づき、県及び県内市町村による応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 以下に掲げる物資等の提供及びあっせん
 - ア 食料、飲料水、生活必需品、その他必要な資機材
 - イ 被災者の救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
 - ウ 救助活動に必要な車両、船艇等
- (2) 救護及び応急措置に必要な医療職、技術職等職員の派遣
- (3) 以下に掲げる施設等の提供
 - ア 被災者の一時収容のための施設
 - イ ごみ・し尿等の処理のための施設・車両等
- (4) 前3号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第3条 応援を受けようとする市町村は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、防災行政無線、電話等により要請し、後に文書を速やかに送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援項目の種類及び内容
 - ア 第2条第1号に掲げる物資等の提供及びあっせん
物資等の品目・数量、搬入場所、搬入期間
 - イ 第2条第2号に掲げる職員の派遣
職種、人員、派遣場所、活動内容、派遣期間
 - ウ 第2条第3号アに掲げる施設等の提供
被災者数、移送方法、移送日時、収容期間
 - エ 第2条第3号イに掲げる施設・車両等の提供
依頼する処理の内容、数量、車両の必要性の有無
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援要請の順序)

第4条 応援を受けようとする市町村は、次の順序により応援を要請するものとする。

- (1) 隣接市町村に対し応援要請する。
- (2) 発生した被害の程度が隣接市町村では対応できないと考えられ、市町村を所管する県災害対策支部又は地域連絡協議会（以下「県支部等」という。）での対応が可能と考えられる場合、被災市町村を所管する県支部等に対し応援要請する。
- (3) 被災の状況によっては、県災害対策本部又は危機管理防災課（以下「県本部等」という。）に直接応援要請をすることができるものとする。

(県支部等の応援要請)

第5条 県支部等は、前条第2号の応援要請に基づき、自ら応援を行うとともに応援可能な管内市町村に対し応援要請を行う。

- 2 県支部等は、県支部等による応援では対応できないと考えられる場合、県本部等に対し応援要請を行い、県本部等は、自ら応援を行うとともに応援可能な県内市町村に対し応援要請を行う。
- (自主応援)

第6条 被災市町村又は県支部等若しくは県本部等から応援要請がない場合においても、被害の状況に応じ、緊急の応援を行う必要を認めた市町村は、第3条による被災市町村からの応援要請を待たずに、自主的に応援を行うことができるものとする。

- 2 前項の場合において、応援を行う市町村は、応援内容をあらかじめ電話等により被災市町村に連絡するとともに、被災市町村を管轄する県支部等に対し、応援の内容を報告するものとする。
- (経費の負担)

第7条 県又は市町村が第2条に基づく応援に要した経費は、原則として、応援を受けた市町村の負担とする。

- 2 応援を受けた市町村が、前項に定める経費を支弁できないやむを得ない事情があるときには、応援を行った県又は市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

- 3 第6条の自主応援に関する経費については、応援を行った市町村と被災市町村が、その都度協議する。
- (情報の交換等)

第8条 市町村は、この協定に基づく相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、応援項目ごとの応援可能量など必要な情報等を相互に交換するよう努める。

(職員の公務災害補償)

第9条 応援職員が、応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合における公務災害補償については、地方公務員公務災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めによるものとする。

(補則)

第10条 この協定に関し必要な事項については、県及び県内市町村が協議の上、別に定めるものとする。

- 2 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成19年6月27日から施行する
- 2 この協定の締結を証するため、知事、各市町村長から委任を受けた鹿児島県市長会会長及び鹿児島県町村会会長が記名押印の上、各1通を保管し、各市町村長はその写を保管するものとする。

平成19年6月27日

記名押印〔略〕

2－8 自衛隊災害派遣（撤収）要請

1 自衛隊災害派遣要請依頼書

第 号
年 月 日

鹿児島県知事 様

屋久島町長 印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第83条第1項の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日（ 時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

2 自衛隊災害派遣撤収要請依頼書

第 号
年 月 日

鹿児島県知事 様

屋久島町長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

年 月 日付け第 号で依頼したこのことについて、下記のとおり派遣部隊の撤収要
請を依頼します。

記

1 撤収日時 年 月 日 時 分

2 撤収理由

3 その他必要事項

3 危険箇所等に関する資料

3-1 土石流危険渓流 I

(平成 22 年 3 月現在)

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	字	流域面積 (km ²)	平均 溪床 (度)	保全対象				
							人口 (人)	人家 戸数 (戸)	災害時要援護者 関連施設 (棟)	左記以外の公共施設 (棟)	耕地 (ha)
503 I-001	嶽之川	嶽之川	嶽之川 3	叶	0.31	16	5	2		ホテル 九州電力嶽野川発電所	1.25
503 I-002	嶽之川	嶽之川	嶽之川 2	叶	0.22	17	5	2		ホテル 九州電力嶽野川発電所	1.90
503 I-003	嶽之川	嶽之川	嶽之川 1	叶	4.95	14	5	2		ホテル 九州電力嶽野川発電所	1.20
503 I-004	永田川	永田川	第 1 上叶川	叶	0.19	14	97	43		永田小中学校 民宿	0.00
503 I-005	永田川	永田川	第 2 上叶川	叶	0.10	16	47	21		永田小中学校 民宿	0.48
503 I-006	永田川	永田川	第 4 上叶川	叶	0.16	17	34	15			1.44
503 I-007	永田川	永田川	新町の小川	新町	0.24	19	68	30		永田果樹会館	1.31
503 I-008	永田川	土面川	土面川	向江	4.16	12	45	20		県道 77 号線	0.47
503 I-009	永田川	向江川	向江川	向江	0.15	7	11	5			1.03
503 I-010	その他	地藏下川	地藏下川	向江	1.95	12	0	0		県道 77 号線	0.00
503 I-011	その他	上村川	上村川	吉田	0.04	13	38	17			0.09
503 I-012	その他	上向川	上向川	吉田	0.03	13	68	30		吉田消防詰所 県道 77 号線	0.00
503 I-013	その他	吉田の小川	吉田の小川	吉田	0.12	17	75	33		吉田生活館 吉田郵便局	0.05
503 I-014	その他	コチャコ川	コチャコ川	吉田	0.30	17	20	9		県道 77 号線	0.00

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	字	流域面積 (km ²)	平均 溪床 (度)	保全対象				
							人口 (人)	人家 戸数 (戸)	災害時要援護者 関連施設 (棟)	左記以外の公共施設 (棟)	耕地 (ha)
503 I -015	一湊川	一湊川	白川山谷川 1	白川山	0.19	13	5	2		白川公民館 白川避難所	0.17
503 I -016	一湊川	一湊川	手宇都川	一湊	0.17	12	2	1		一湊中学校	0.00
503 I -017	その他	滝水川	滝水川	一湊	0.57	14	29	13		一湊駐在所 県道 77 号線	0.00
503 I -018	志戸子川	志戸子川	志戸子支溪	志戸子	0.07	19	7	3		志戸子公民館 志戸子消防詰所	2.36
503 I -019	宮之浦川	宮之浦川	西之川	宮之浦	0.17	6	115	51		宮之浦公民館 民宿	0.00
503 I -020	宮之浦川	宮之浦川	熊太郎川	小原町	0.07	15	36	16		県道 594 号線 民宿	0.00
503 I -021	宮之浦川	宮之浦川	古城川	小原町	0.12	13	77	34		県道 594 号線	0.00
503 I -022	城之川	城之川	城之川	楠川	3.24	14	14	6		県道 77 号線	0.00
503 I -023	その他	中之川	中之川	楠川	1.46	6	14	6		県道 77 号線	0.00
503 I -024	その他	加治屋川	加治屋川	小瀬田	0.56	7	16	7		ホテル 屋久島空港	0.56
503 I -025	その他	岩崎川	岩崎川	本村	0.20	11	43	19		口永良部出張所	0.00
503 I -026	湯向川	湯向川	湯向川	湯向	0.21	13	32	14		湯向公民館 民宿	0.00
504 I -001	その他	西之川	西之川	船行	0.09	7	67	29		県道 77 号線	0.00
504 I -002	安房川	安房川	千頭川	安房	0.14	34	0	0		屋久島電工発電所	0.00
504 I -003	その他	鳴子川	鳴子川	平野	0.79	14	12	5		県道 77 号線	0.00
504 I -004	その他	花揚川の小川	花揚川の小川	平野	0.09	14	12	5		県道 77 号線	0.92
504 I -005	その他	花揚川	花揚川	平野	2.13	14	0	0		県道 77 号線 平野公民館	0.80
504 I -006	その他	水無川	水無川	樋之口	0.31	17	16	7		県道 77 号線	0.49
504 I -007	その他	たか川	たか川	原	0.37	17	25	11		県道 77 号線	1.62
504 I -008	その他	泉川	泉川	原	0.21	11	25	11		寺 県道 77 号線	0.24

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	字	流域 面積 (km ²)	平均 溪床 (度)	保全対象				
							人口 (人)	人家 戸数 (戸)	災害時要援護者 関連施設 (棟)	左記以外の公共施設 (棟)	耕地 (ha)
504 I -009	その他	泥落川	泥落川	原	0.31	11	18	8		県道 77 号線	0.64
504 I -010	その他	見返川	見返川	原	0.36	17	14	6		県道 77 号線	0.25
504 I -011	二又川	二又川	二又川	尾之間	2.64	17	32	14		県道 77 号線	0.50
504 I -012	その他	湯川	湯川	尾之間	0.23	14	30	13		県道 77 号線	0.12
504 I -013	その他	あさひ川	あさひ川	小島	0.17	7	25	11		岳南中学校 県道 77 号線	1.61
504 I -014	その他	しょうのう川	しょうのう川	恋泊	1.15	21	16	7		県道 77 号線	0.70
504 I -015	その他	椎之川	椎之川左支川	平内	0.40	22	9	4		県道 77 号線 八幡小学校	1.61
504 I -016	その他	平内川	平内川	平内	0.60	19	28	12		県道 77 号線	0.00
504 I -017	その他	下川	下川 1	平内	0.17	11	32	14		県道 77 号線	1.12
504 I -018	その他	下川	下川 2	平内	0.20	17	25	11		県道 77 号線	1.23
504 I -019	その他	湯泊川	湯泊川	湯泊	1.27	15	14	6		県道 77 号線	0.00
504 I -020	栗生川	栗生川	江之川	栗生	0.42	15	152	66		県道 77 号線	0.06
504 I -021	栗生川	栗生川	栗生第 3 小川	栗生	0.17	15	143	62		県道 77 号線	0.09
504 I -022	栗生川	栗生川	栗生第 4 小川	栗生	0.06	8	118	51		栗夫生活館 県道 77 号線	0.00
504 I -023	栗生川	栗生川	中之川	栗生	0.06	14	125	54		栗夫生活館 県道 77 号線	0.00
504 I -024	栗生川	栗生川	栗生第 2 小川	栗生	0.12	15	49	21		県道 77 号線 寺	0.00

3-2 土石流危険渓流Ⅱ

(平成 22 年 3 月現在)

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	字	流域 面積 (km ²)	平均 溪床 (度)	保全対象			
							人口 (人)	人家 戸数 (戸)	左記以外の公共施設 (棟)	耕地 (ha)
503Ⅱ-001	その他	1 ヶ川	1 ヶ川	叶	0.52	13	2	1	県道 77 号線	0.30
503Ⅱ-002	その他	吉田谷川	吉田谷川	吉田	0.11	15	5	2	県道 77 号線	0.00
503Ⅱ-003	吉田川	吉田川	吉田川 1	吉田	1.97	11	5	2	県道 77 号線	0.00
503Ⅱ-004	吉田川	吉田川	吉田川 2	吉田	0.76	14	5	2	県道 77 号線	0.05
503Ⅱ-005	一湊川	一湊川	白川山谷川 4	白川山	0.06	15	2	1		0.00
503Ⅱ-006	一湊川	一湊川	白川山谷川 3	白川山	0.11	14	7	3		0.00
503Ⅱ-007	一湊川	一湊川	白川山谷川 2	白川山	0.44	15	7	3		0.00
503Ⅱ-008	一湊川	一湊川	白川山谷川 4	白川山	0.30	17	2	1		0.00
503Ⅱ-009	その他	尾田川	尾田川	志戸子	0.16	17	5	2		0.77
503Ⅱ-010	その他	深川	深川	深川	0.71	16	2	1	県道 77 号線	0.00
503Ⅱ-011	その他	湯ノ川	湯ノ川	楠川	0.97	16	9	4	県道 77 号線	0.00
503Ⅱ-012	その他	下牧野川	下牧野の小川	榑川	0.74	10	5	2	県道 77 号線	0.00
503Ⅱ-013	その他	新村川 2	新村川 2	新村	0.06	13	5	2		0.03
503Ⅱ-014	その他	新村川	新村川 1	新村	0.23	7	5	2		0.03
503Ⅱ-015	向江浜川	向江浜川	向江浜川 2	向江浜	0.23	10	9	4		0.00
503Ⅱ-016	向江浜川	向江浜川	向江浜川 1	向江浜	1.47	15	9	4		0.00
504Ⅱ-001	その他	西之川	船行川	船行	0.04	7	7	3	県道 77 号線	0.12
504Ⅱ-002	安房川	ナマン川	松峯谷川 1	松峯	0.09	11	7	3		0.32
504Ⅱ-003	安房川	ナマン川	松峯谷川 2	松峯	0.05	12	5	2		0.08

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	字	流域 面積 (km ²)	平均 溪床 (度)	保全対象			
							人口 (人)	人家 戸数 (戸)	左記以外の公共施設 (棟)	耕地 (ha)
504Ⅱ-004	安房川	ナマン川	松峯谷川 3	松峯	0.02	17	7	3		0.17
504Ⅱ-005	安房川	ナマン川	松峯谷川 4	松峯	0.02	11	5	2		0.04
504Ⅱ-006	安房川	安房川	滝の川	春牧	1.27	5	7	3		0.00
504Ⅱ-007	その他	神之川	神之川	春牧	0.39	11	5	2	県道 592 号線	0.00
504Ⅱ-008	その他	おみね川	おみね川	春牧	0.40	11	7	3	県道 77 号線	0.09
504Ⅱ-009	その他	戸瀬字川	戸瀬字川	平野	0.24	12	5	2	県道 77 号線	0.15
504Ⅱ-010	その他	琴川	琴川	樋之口	0.59	13	7	3	県道 77 号線	1.53
504Ⅱ-011	その他	猿川	猿川	樋之口	0.25	14	2	1	県道 77 号線	0.00
504Ⅱ-012	その他	たくま川	たくま川	高平	0.23	19	5	2	県道 77 号線	0.54
504Ⅱ-013	その他	ホトウ川	ホトウ川	高平	0.35	19	9	4	県道 77 号線	0.66
504Ⅱ-014	その他	津平川	津平川	高平	0.57	23	7	3	県道 77 号線	0.07
504Ⅱ-015	その他	石之川	石之川	高平	0.56	14	2	1	県道 77 号線	0.20
504Ⅱ-016	その他	笠松川	萩野川	麦生	0.27	12	5	2	県道 77 号線	0.93
504Ⅱ-017	その他	笠松川	笠松川	麦生	0.27	13	2	1	県道 77 号線	0.46
504Ⅱ-018	その他	もりの川	もりの川	麦生	0.30	16	2	1	県道 77 号線	1.06
504Ⅱ-019	鯛之川	鯛之川	鯛之川支流	麦生	0.22	17	2	1		0.00
504Ⅱ-020	その他	大石川	大石川	原	0.37	16	7	3	県道 77 号線	1.02
504Ⅱ-021	その他	月見川	月見川 2	尾之間	0.09	11	9	4	県道 77 号線	0.32
504Ⅱ-022	その他	月見川	月見川 1	尾之間	0.47	17	9	4	県道 77 号線	0.00
504Ⅱ-023	その他	花石川	花石川	城下	0.43	17	5	2	県道 77 号線	2.50
504Ⅱ-024	その他	旭川	旭川 1	城下	0.36	21	2	1	県道 77 号線	0.53
504Ⅱ-025	その他	旭川	旭川 2	城下	0.10	22	2	1	県道 77 号線	0.82
504Ⅱ-026	その他	大石川	大石川	城下	0.53	19	2	1	県道 77 号線	0.50

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	字	流域 面積 (km ²)	平均 溪床 (度)	保全対象			
							人口 (人)	人家 戸数 (戸)	左記以外の公共施設 (棟)	耕地 (ha)
504Ⅱ-027	中間川	中間川	中間川	中間	0.07	20	9	4		0.16
504Ⅱ-028	栗生川	栗生川	栗生第1小川	栗生	0.03	9	5	2	県道77号線	0.20

3－3 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ

(平成 22 年 3 月現在)

箇所番号	箇所名	大字	延長 (m)	傾斜度 (度)	高さ (m)	人家戸数 (戸)	公共の建物			公共施設					
										種類	数	種類	数	種類	数
I 1 2368	向江	永田	100	63	6	16				町道	45				
I 1 2369	岡中道	一湊	150	45	30	3	一湊中学校			町道	100	河川	50		
I 1 2370	向江 2	一湊	590	30	132	92	一湊浄水場			町道	820				
I 1 2371	寺山	宮之浦	150	58	13	13				県道	50				
I 1 2372	松山	一湊	240	54	9	11	青少年研修センター			町道	160				
I 1 2373	濱土上	宮之浦	200	49	6	10				町道	200				
I 1 2374	旧寺山	宮之浦	530	44	11	17	寺	宮之浦公民館		町道	390				
I 1 2375	後町	楠川	250	45	13	12	神社			町道	70				
I 1 2376	古城屋敷	宮之浦	200	73	9	10				町道	100	河川	130		
I 1 4244	一湊	一湊	140	36	38	1	駐在所			県道	140				
I 1 4245	宮之浦 2	宮之浦	250	36	18	9				町道	40				
I 1 4246	宮之浦 3	宮之浦	200	31	16	13				県道	200	町道	180		
I 1 4247	宮之浦 6	宮之浦	220	34	30	12				町道	220	河川	70	県道	100
I 1 4248	宮之浦 7	宮之浦	300	38	27	12				町道	280				
I 1 4249	宮之浦 10	宮之浦	100	50	14	15				河川	100				

箇所番号	箇所名	大字	延長 (m)	傾斜度 (度)	高さ (m)	人家戸数 (戸)	公共の建物			公共施設					
										種類	数	種類	数	種類	数
I 1 4250	楠川 1	楠川	75	66	14	1	神社			町道	70				
I 1 4251	本村 2	口永良部島	380	63	8	8				河川	50				
I 1 4252	寝待	口永良部島	80	61	87	16				町道	80				
I 1 4255	宮之浦 5	宮之浦	170	36	23	6									
I 1 4637	本村 1	口永良部島	130	38	19	5	寺			町道	100	河川	50		
I 2 203	宮之浦 12	宮之浦	260	62	13	11									
I 1 2377	里町	安房	320	47	7	27	旅館			町道	225				
I 1 2378	向町	安房	250	76	6	5				県道	120	町道	220	河川 橋	1
I 1 2380	港	栗生	60	68	6	3	公民館			町道	80				
I 1 2381	野首	安房	280	53	5	10				町道	130				
I 1 4256	船行	船行	80	57	17	17	老人ホーム			町道	80	河川	80		
I 1 4257	栗生 1	栗生	150	57	20	1	栗生小学校								
I 1 4258	湯泊	湯泊	380	38	13	14				町道	350				
I 1 4259	安房 4	安房	70	54	8	3	神社	寺							
I 1 4260	安房 5	安房	350	72	15	40	安房公民館	安房郵便局	幼稚園	町道	440				
I 2 205	安房 7	安房	300	63	23	6	旅館			町道	70				

3－4 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

(平成 22 年 3 月現在)

箇所番号	箇所名	大字	延長 (m)	傾斜度 (度)	高さ (m)	人家戸数 (戸)	公共施設					
							種類	数	種類	数	種類	数
Ⅱ 1 4231	湯向 3	口永良部島	120	37	70	1	町道	100				
Ⅱ 1 4232	宮之浦 9	宮之浦	65	48	11	4	河川	60				
Ⅱ 1 4233	宮之浦 1	宮之浦	135	52	39	4	町道	100	河川	80	橋	1
Ⅱ 1 4234	宮之浦 4	宮之浦	50	66	12	1						
Ⅱ 1 4235	宮之浦 8	宮之浦	100	43	10	2						
Ⅱ 1 4236	宮之浦 11	宮之浦	125	60	11	3						
Ⅱ 1 4237	永田	永田	60	78	5	4	町道	40				
Ⅱ 1 4239	向江浜	口永良部島	190	37	33	1	町道	185				
Ⅱ 1 4240	田代	口永良部島	50	33	49	1						
Ⅱ 1 4279	湯向 1	口永良部島	180	42	46	4	町道	270				
Ⅱ 1 5480	湯向 2	口永良部島	180	32	46	3	町道	250				
Ⅱ 1 5441	安房 1	安房	65	50	46	4						
Ⅱ 1 4242	平野 2	安房	140	31	20	2	県道	90				
Ⅱ 1 4243	平野 4	安房	130	38	19	2						
Ⅱ 1 4244	栗生 2	栗生	60	30	20	2	町道	35				
Ⅱ 1 4245	上町	中間	80	53	11	3	町道	50				
Ⅱ 1 4246	尾之間	尾之間	100	53	9	1	町道	50				

箇所番号	箇所名	大字	延長 (m)	傾斜度 (度)	高さ (m)	人家戸数 (戸)	公共施設					
							種類	数	種類	数	種類	数
Ⅱ 1 4247	春牧 1	安房	140	41	66	4	河川	110	町道	140		
Ⅱ 1 4248	安房 2	安房	140	33	18	1	町道	140				
Ⅱ 1 4249	安房 3	安房	80	48	23	1						
Ⅱ 1 4250	安房 6	安房	25	30	11	1						
Ⅱ 1 4251	松峰 1	安房	50	33	34	1	河川	50				
Ⅱ 1 4252	安房 8	安房	100	59	31	3	町道	100				
Ⅱ 1 4253	高平 1	麦生	150	31	38	3	町道	100				
Ⅱ 2 351	平野 1	安房	60	50	6	1						
Ⅱ 2 352	平野 3	安房	50	49	5	1						

3－5 山腹崩壊危険地区

(平成 22 年 3 月現在)

番号	地区名	位置		番号	地区名	位置	
		大字	字			大字	字
503-0001	岩崎	口永良部	岩崎	504-0001	下路面	栗生	下路面
503-0002	富田原	口永良部	富田原	504-0002	上野首	安房	上野首
503-0003	チュウハンガ	口永良部	チュウハンガ	504-0003	湯穴峯	安房	湯穴峯
503-0004	高山	一湊	高山	504-0004	向江野	安房	向江野
503-0005	岡野	一湊	岡野				
503-0006	旧寺山	宮之浦	旧寺山				
503-0007	中野	楠川	中野				
503-0008	中町	楠川	中町				
503-0009	道上	吉田	道上				
503-0010	折山ノ下	楠川	折山ノ下				

3－6 崩壊土砂危険地区

(平成 22 年 3 月現在)

番号	地区名	位置		番号	地区名	位置	
		大字	字			大字	字
503-0001	番屋ヶ峰	口永良部	番屋ヶ峰	503-0021	後琴	宮之浦	後琴
503-0002	早落	口永良部	早落	503-0022	ヒチドウダ	楠川	ヒチドウダ
503-0003	前平	口永良部	前平	503-0023	トギノキ	楠川	トギノキ
503-0004	大森	口永良部	大森	503-0024	御岳道	楠川	御岳道
503-0005	星ノ峰	口永良部	星ノ峰	503-0025	中野	小瀬田	中野
503-0006	白辻野	口永良部	白辻野	503-0026	小副川	永田	小副川
503-0007	ヘイスケチ	永田	ヘイスケチ	503-0027	奥岳	一湊	奥岳
503-0008	上山	永田	上山	503-0028	足狩郷	宮之浦	足狩郷
503-0009	半倉	永田	半倉	503-0029	高土森	口永良部	高土森
503-0010	野牛	永田	野牛	503-0030	イゲ山野	口永良部	イゲ山野
503-0011	中山	永田	中山	503-0031	早落シ	口永良部	早落シ
503-0012	登立	吉田	登立	504-0001	甲ヶ峰	栗生	甲ヶ峰
503-0013	篠竹	吉田	篠竹	504-0002	後岳	栗生	後岳
503-0014	上村	吉田	上村	504-0003	鳥帽子峰	中間	鳥帽子峰
503-0015	岩塚	吉田	岩塚	504-0004	仁田峰	中間	仁田峰
503-0016	白川	吉田	白川	504-0005	デンダガ峯	中間	デンダガ峯
503-0017	白川	一湊	白川	504-0006	大田尾	湯泊	大田尾
503-0018	樋之宇都山	一湊	樋之宇都山	504-0007	板引出	湯泊	板引出
503-0019	川宇都北	一湊	川宇都北	504-0008	春田牧	湯泊	春田牧
503-0020	高揚岳	志戸子	高揚岳	504-0009	崩石	平内	崩石

番号	地区名	位置		番号	地区名	位置	
		大字	字			大字	字
504-0010	丸山	平内	丸山	504-0016	岩屋口	原	岩屋口
504-0011	大森	平内	大森	504-0017	前岳	原	前岳
504-0012	後山	小島	後山	504-0018	大石	麦生	大石
504-0013	大猿	尾之間	大猿	504-0019	小松	麦生	小松
504-0014	八窪	尾之間	八窪	504-0020	七五岳	中間	七五岳
504-0015	二ツ森	原	二ツ森	504-0021	耳岳 625	尾之間	耳岳 625

3-7 建築基準法に基づく災害危険区域【急傾斜地崩壊危険区域】

位 置		面積 ha	指 定 年 月 日	備 考
町 名	地 区 名			
屋久島町	里町	1. 7 7	S54. 11. 28	鹿児島県告示第 1643 号
〃	向町	1. 4 0	S54. 11. 28	鹿児島県告示第 1643 号
〃	野首	1. 8 9	S54. 11. 28	鹿児島県告示第 1643 号
〃	上町	0. 6 8	H9. 4. 21	鹿児島県告示第 699 号
〃	松山	1. 1 8	S54. 11. 28	鹿児島県告示第 1643 号
〃	寺山	0. 7 4	S54. 11. 28	鹿児島県告示第 1643 号
〃	古城屋敷	0. 1 7	H8. 7. 29	鹿児島県告示第 1171 号

3-8 交通途絶予想箇所

(県管理分)

関係機関名	路 線 名	予想される 事 態	同左区域	同延長 (m)	代替路線名	備 考
県屋久島事務所	屋久島公園安房線	落石・崩土・積雪	屋久島町 安房	7,700	な し	
〃	白谷雲水峡線宮之浦線	落石・崩土・積雪	〃 宮之浦	6,200	な し	
〃	上屋久屋久線	落石・崩土	〃 楠川	200	な し	
〃	上屋久屋久線	崩壊	〃 安房	400	な し	
〃	上屋久永田屋久線	落石・崩土	〃 深川	100	な し	
〃	上屋久永田屋久線	落石・崩土	〃 志戸子	950	な し	
〃	上屋久永田屋久線	落石・崩土	〃 一湊～四瀬ノ鼻	6,000	な し	
〃	上屋久永田屋久線	落石・崩土・崩壊	〃 永田	3,300	な し	
〃	上屋久永田屋久線	落石・崩土	〃 永田～瀬切	10,900	な し	
〃	上屋久永田屋久線	落石・崩土	〃 瀬切	150	な し	
〃	上屋久永田屋久線	落石・崩土	〃 瀬切	50	な し	
〃	上屋久永田屋久線	落石・崩土	〃 瀬切	200	な し	
〃	上屋久永田屋久線	落石・崩土	〃 栗生	80	な し	

(町管理分)

関係機関名	路 線 名	予想される 事 態	同左区域	同延長 (m)	代替路線名	備 考
屋久島町建設課	白川線	落石・崩土・積雪	屋久島町 一湊	2,225	な し	
屋久島町建設課	荒川線	落石・崩土・積雪	屋久島町 安房	4,080	な し	

3-9 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等（平成24年1月1日現在）

(急傾斜：平成23年12月26日指定)

番号	区域名	箇所番号	特別警戒区域 の有無	大字	字	その他 (情報伝達先・区名等)
1	急・市助木場1	Kyu503-078-1	○	宮之浦	市助木場	宮之浦
2	急・市助木場1	Kyu503-078-2	○	宮之浦	古城屋敷	宮之浦
3	急・市助木場1	Kyu503-078-3	○	宮之浦	古城屋敷	宮之浦
4	急・市助木場1	Kyu503-078-4	○	宮之浦	半次郎田	宮之浦
5	急・市助木場1	Kyu503-078-5	○	宮之浦	半次郎田	宮之浦
6	急・市助木場1	Kyu503-078-6	○	宮之浦	半次郎田	宮之浦
7	急・中小牧1	Kyu504-005-1	○	船行	中小牧	船行
8	急・中小牧1	Kyu504-005-2	○	船行	中小牧	船行
9	急・新町1	Kyu504-013-1	○	安房	新町	安房
10	急・新町1	Kyu504-013-2	○	安房	新町	安房

(土石流：平成23年12月26日指定)

番号	区域名	箇所番号	特別警戒区域 の有無	大字	字	その他 (情報伝達先・区名等)
1	土・古城屋敷1	dok503-045	○	宮之浦	古城屋敷	宮之浦
2	土・上牛牧1	dok504-041	○	尾之間	上牛牧	尾之間
3	土・平内1	dok504-049	○	平内	平内	平内
4	土・平石1	dok504-050	○	平内	平石	平内
5	土・平内2	dok504-201		平内	平内	平内
6	土・平内3	dok504-051	○	平内	平内	平内
7	土・下谷口1	dok504-064		栗生	下谷口	栗生
8	土・下谷口2	dok504-065		栗生	下谷口	栗生
9	土・下谷口3	dok504-066	○	栗生	下谷口	栗生

4 避難に関する資料

4-1 避難所一覧

地区名	施設名	所在地	施設等の状況	電話番号	収容人数 (人)
口永良部島	口永良部島へき地保健福祉館	口永良部島382	187㎡鉄筋	49-2255	94
	役場口永良部島出張所	口永良部島372	240㎡鉄筋	49-2100	120
	口永良部島湯向公民館	口永良部島1739-2	105㎡鉄筋	—	53
	金岳小学校	口永良部島627	1,252㎡鉄筋	49-2141	626
永 田	永田中学校	永田2972	1,356㎡鉄筋	45-2272	678
	永田小学校	永田2973	934㎡鉄筋	45-2271	467
吉 田	吉田コミュニティセンターふれあい館	吉田292-2	500㎡鉄筋	44-2633	250
	吉田生活館	吉田74	243㎡鉄筋	44-2834	122
一 湊	一湊公民館	一湊260-5	405㎡鉄筋	44-2034	203
	一湊小学校	一湊488-1	2,108㎡鉄筋	44-2130	1,054
	一湊白川地区避難所	一湊2418-78	98㎡鉄筋	44-2124	49
志戸子	志戸子公民館	志戸子72-2	338㎡鉄筋	42-0024	169
宮之浦	宮之浦公民館	宮之浦177-4	500㎡鉄筋	42-0071	250
	宮之浦児童館	宮之浦1260-22	240㎡鉄筋	42-1823	120
	宮浦小学校	宮之浦2437-1	3,289㎡鉄筋	42-0017	1,645
	宮之浦体育館	宮之浦2482-5	1,342㎡鉄筋	42-2089	671
	屋久島離島開発総合センター	宮之浦1593	2,482㎡鉄筋	—	1,241
楠 川	楠川公民館	楠川193	338㎡鉄筋	42-1357	169
梶 川	梶川生活館	楠川1480-1	175㎡鉄筋	43-5210	88
小瀬田	小瀬田公民館	小瀬田13-4	400㎡鉄筋	43-5247	200
	小瀬田小学校	小瀬田1436-88	1,906㎡鉄筋	43-5050	953
長 峰	長峰生活館	小瀬田776-8	196㎡鉄筋	43-5165	98
栗 生	栗生小学校	栗生2270-1	1,768㎡鉄筋	48-2010	884
	栗生生活館	栗生1735	300㎡鉄筋	48-2807	150
中 間	中間公民館	中間703	172㎡鉄筋	—	86
湯 泊	湯泊生活館	湯泊8	199㎡鉄筋	48-2806	100
平 内	平内生活館	平内460-1	280㎡鉄筋	47-2953	140
	八幡小学校	平内444-1	2,182㎡鉄筋	47-2202	1,091
小 島	小島観光農林漁業経営管理施設	小島17-1	194㎡鉄筋	47-2951	97
	岳南中学校	小島63-23	3,137㎡鉄筋	47-2200	1,569
尾之間	尾之間自然休養村管理センター	尾之間284	429㎡鉄筋	47-2134	215
	尾之間中央公民館	尾之間80	1,005㎡鉄筋	47-2111	503

地区名	施設名	所在地	施設等の状況	電話番号	収容人数 (人)
原	原公民館	原367-1	199㎡鉄筋	47-3836	100
	神山小学校	原3-1	2,235㎡鉄筋	47-2201	1,118
麦 生	麦生観光農林漁業経営管理施設	麦生719-1	254㎡鉄筋	47-2903	127
高 平	高平公民館	麦生318-133	162㎡鉄筋	—	81
平 野	平野公民館	安房2617-207	202㎡鉄筋	46-3850	101
春 牧	春牧へき地保健福祉館	安房2384-5	308㎡鉄筋	46-2938	154
	安房中学校	安房2371-67	2,873㎡鉄筋	46-3262	1,437
安 房	総合センター	安房187-1	1,602㎡鉄筋	46-3221	801
	安房体育館	安房304-1	2,156㎡鉄筋	—	1,078
	安房小学校	安房1264-7	3,492㎡鉄筋	46-3162	1,746
	安房地区公民館	安房152-2	733㎡鉄筋	46-2513	367
松 峯	松峯生活館	安房1430-20	250㎡鉄筋	46-3854	125
船 行	船行公民館	船行9-2	174㎡鉄筋	—	87
永久保	永久保生活館	船行1045-103	132㎡鉄筋	46-3813	66

4-2 孤立化集落対策マニュアル

〔県危機管理防災課〕

1 目的

- 大規模な地震等による道路や通信の途絶などにより孤立化するおそれのある集落については、連絡手段の確保、情報連絡員の配置など孤立化の未然防止を図るとともに、万が一孤立化した場合には、被災状況の早期把握、住民の救出・救助等の応急対策を迅速に実施できる体制を確立する必要がある。
- このため、県において、孤立化の未然防止と応急対策の迅速な実施のための「マニュアル」を策定し、当該「マニュアル」に基づき、市町村及び県、防災関係機関等が一体となった取組みを促進することにより、地域住民の安全確保を図る。

2 孤立化集落対策

1 孤立化のおそれのある集落の把握

(1) 市町村

道路状況や通信手段の確保の状況から孤立化が予想される集落について、事前の把握に努める。

なお、把握に当たっては、下記の例を参考にするとともに、警察、消防、土木事務所、N T T等防災関係機関から意見を聴取する。

〔孤立化のおそれのある集落（例）〕

- 道路状況
 - 集落につながる道路等において迂回路がない。
 - 集落につながる道路等において落石や崩土等の発生が予想される道路災害危険箇所が多数存在し、交通途絶の可能性が高い。
 - 集落につながる道路等においてトンネルや橋梁等の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。
 - 土砂災害の発生が予想され、道路の交通途絶の可能性が高い。
- 通信手段
 - 空中線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い。
 - 一般加入電話以外の多様な通信手段が確保されていない。

2 孤立化の未然防止対策

孤立化を未然に防止するため、県、市町村及び防災関係機関等は連携しながら、次のような対策に取り組む。

また、孤立化対策に必要な施策を推進するため、関係機関による連絡会等を設置し、日頃から情報交換に努める。

(1) 市町村

- ・ 孤立化のおそれのある集落においては、集落の代表者（区長、班長、消防団員等）を「災害情報連絡員（仮称）」として任命するなど、災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。
また、自主防災組織を育成・強化し、集落内の防災力の向上に努める。
- ・ 集落内に学校や駐在所等の公共的機関、九電、N T Tなどの防災関係機関がある場合は、それらの機関の持つ連絡手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。
- ・ アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携を図る。

- ・ 市町村が整備している防災行政無線移動局(携帯型)については、孤立化のおそれのある集落の災害情報連絡員に配備しておくなど連絡手段の多様化を図る。
- ・ 孤立化のおそれのある集落において、救出・救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地(校庭、空き地、休耕田等)を選定・確保する。

(2) N T T

- ・ 孤立化のおそれのある集落において、一般加入電話を災害優先電話として指定するとともに、孤立化防止のための衛星固定電話(現状：県下40箇所)に配置)及び衛星携帯電話の配置などについて配慮する。

(3) 道路管理者(県・市町村等)

- ・ 孤立化のおそれのある集落については、危険箇所の補強や耐震対策等の防災工事に計画的に取り組む。そのため、県、市町村等は定期的に道路整備状況等について情報交換を行う。

3 孤立化した場合の対応

(1) 市町村

- ・ 孤立化した集落が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合は、県に孤立化や被災に関する情報を速やかに提供する。
- ・ 避難所の開設や飲料水、食事等日常生活に必要な物資を確保する。
- ・ その他必要な対策について、関係機関と連携を図りながら、迅速に実施する。

(2) 県

- ・ 市町村からの孤立化情報を受けて、消防防災ヘリの活用や職員の派遣等により、被災状況の把握、救急患者の搬送等を行うほか、消防や警察等と連携を図り、各般の応急措置を実施する。
- ・ 被災状況に応じて、自衛隊への災害派遣要請、災害時相互応援協定に基づく応援要請を行う。
- ・ 放送協定に基づく放送事業者への緊急情報伝達要請のほか、アマチュア無線連盟に対する緊急情報の収集・伝達要請を行う。

(3) N T T

- ・ 孤立化した集落との連絡手段を確保するため、備蓄している衛星携帯電話を可能な限り提供するとともに、避難所等に衛星対応の特設公衆電話を設置する。
- ・ 被災した通信中継局、通信回線等の応急復旧に努める。

(4) 道路管理者(県・市町村)

- ・ 建設業団体等の協力を得て、道路等の応急復旧を実施するとともに、交通規制情報を提供する。

(5) 自衛隊

- ・ 大型ヘリ等による被災状況の把握、救出・救助、安否確認等を実施するとともに、避難所における炊飯支援や仮設トイレ、テント等の資機材を提供する。

(6) 警 察

- ・ 安否確認、行方不明者の搜索、救出救助、緊急交通路の確保を図る。

4-3 災害時要援護者の避難支援ガイドライン 〔平成17年4月4日 平成19年2月6日改正〕

1 目的

- 大規模災害発生時に高齢者・障害者等の安全確保を図るためには、市町村において、防災、保健福祉関係部局及び関係機関等の連携の下、計画的・組織的に避難支援が実施できる体制を早急に整備する必要がある。
- このため、県において、災害時要援護者の避難支援のための「ガイドライン」を策定するとともに、当該「ガイドライン」に基づき、市町村における「避難支援プラン」の作成を促進し、地域の実情に応じた避難支援体制の整備を図る。

2 避難支援に必要な取組み例

(1) 災害時要援護者の把握・確認

- ・ 市町村は、市町村の各部局等が保有する災害時要援護者に関する情報を災害時要援護者の避難支援の目的にそって抽出及び重複を整理し、災害時要援護者の把握と関係部局間での共有化を図る。
また、特に、避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者については、登録制度を設けるなどして、市町村の各部局等が保有する情報だけでは、把握しきれない避難行動要支援者の把握に努める。
- ・ なお、災害時要援護者に関する情報等は、自主防災組織や、町内会等の範囲ごとに把握する。

(2) 災害時要援護者に関する情報を管理・共有する仕組みの構築

- ・ 市町村は、把握した情報を常時「災害時要援護者台帳（仮称）」として整理し、管理する。
- ・ また、要援護者本人から同意を得ることを基本として、災害発生時における要援護者の避難支援に必要な情報を防災関係機関、福祉・医療関係機関等において共有・活用できる仕組みを検討し、構築する。
- ※ 要援護者情報……個人情報の取扱いに十分な配慮が必要。

(3) 防災、福祉・医療関係機関・団体との連携体制の確立

- ・ 市町村は、平時から、社会福祉協議会、障害者団体、近隣保健福祉ネットワーク、医療機関、医療関係団体や消防等防災関係機関、自主防災組織、民生委員等との緊密な連携を図り、要援護者の避難支援体制を確立する。
(例) 災害時要援護者対策協議会（仮称）の設置
要援護者の避難支援のための訓練、研修の実施
- ・ また、要援護者の状況に応じた避難先を確保するとともに、災害発生時における迅速・的確な避難支援を行うため、平時から、要援護者の受入先として、社会福祉・医療施設等の収容人員やサービス等の内容を把握するとともに、受け入れ可能な社会福祉・医療施設等と、受入れ時の食事、費用負担等の詳細について協定を締結する。

(4) 災害発生時における災害情報の伝達体制の確立

- ・ 市町村は、防災体制の中に福祉・医療関係機関を早期の段階から取り込むなど、要援護者対策を明確に位置づけるとともに、平時に構築した福祉・医療関係機関等とのネットワークを活用し、要援護者への避難情報の伝達体制を確立する。
また、災害時要援護者が、避難に時間を要することに配慮して、避難勧告・指示の前段階で早期避難が実施できるような伝達体制を検討する。
- ・ 市町村は、視聴覚障害者等に対して、日常使用している携帯電子メールやテレビ電話等を活用して避難情報を確実に伝達する体制を確立する。

(5) 災害発生時における避難誘導体制の確立

☐ 在宅の要援護者の避難誘導

- ・ 市町村は、消防団、福祉関係機関等とのネットワークを活用し、要援護者の安否確認など必要な支援を行う。

※ 支援する項目・様式等を事前に定め、適時・的確に対応できる体制を整備・市町村は、あらかじめ消防団や自主防災組織、近隣保健福祉ネットワーク、福祉・医療関係機関等の協力を得て、要援護者ごとの避難支援者を定めておく。

災害発生時には、避難支援者は、避難支援プランに基づき、要援護者を避難誘導。

☐ 施設入所者の避難誘導

- ・ 施設の管理者は、施設で定めている非常災害対策に関する規定等に基づき、入所者を避難誘導する。

(6) 避難所等における支援体制の確立

☐ 医療救護体制等の整備

- ・ 要援護者の健康管理や介護・ケア等を行う医師、看護師、保健師等による医療救護体制のほか、手話通訳や福祉相談者、ボランティア等の派遣、福祉用具（車イス、杖等）の提供体制を整備。

市町村は、必要に応じて、あらかじめ関係機関及び事業者と協定を締結。

☐ 公民館・学校等避難所における対応

- ・ 避難所の責任者は、避難所での要援護者の状況を把握し、施設入所が必要となった要援護者については、市町村災害対策本部等と連携をとりながら社会福祉施設等へ移送。

☐ 社会福祉施設・公共的施設等福祉避難所における対応

- ・ 施設の管理者は、要援護者の状況を把握し、市町村災害対策本部等と連携をとりながら、適切な処遇を行う。

- ☐ 被災市町村では、要援護者の受入れ体制が十分に整わない場合も考えられるので、隣接市町村とあらかじめ受け入れ協定を締結しておく。

5 気象等観測に関する資料

5-1 注意報・警報及び気象情報の発表

鹿児島地方気象台が発表する注意報・警報

(屋久島地方)

種 類		発表基準	
注 意 報	気 象 注 意 報	風 雪 注 意 報	風雪により災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。具体的には次の条件に該当する場合
			雪を伴い平均風速が 15m/s 以上が予想される場合
		強 風 注 意 報	強風により災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。具体的には次の条件に該当する場合
			平均風速が 15m/s 以上が予想される場合
		大 雨 注 意 報	大雨により災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。具体的には次のいずれかの基準以上が予想される場合
			1 時間雨量
			土壌雨量指数基準
			60mm (平地)
			124mm
		大 雪 注 意 報	大雪により災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。具体的には次の条件に該当する場合
			24 時間の降雪の深さが 5 cm 以上が予想される場合
		濃 霧 注 意 報	濃霧により交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合。具体的には視程が陸上で 100m 以下又は海上で 500m 以下になると予想される場合
		雷 注 意 報	落雷等により被害が予想される場合
		乾 燥 注 意 報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合
			最小湿度が 50% 以下で、実効湿度が 65% 以下になると予想される場合
		霜 注 意 報	霜により農作物に著しい被害が予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合
			最低気温が 4℃ 以下になると予想される場合
		低 温 注 意 報	低温のため農作物に著しい被害が予想されるとき。具体的には次の条件に該当する場合
			冬期最低気温が -4℃ 以下と予想される場合
	高 潮 注 意 報	高 潮 注 意 報	台風等による海面の異常上昇について、一般の注意を喚起する必要があるとき。具体的には潮位MS L + 2.0m 以上が予想される場合
	波 浪 注 意 報	波 浪 注 意 報	波浪・うねり等により災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には有義波高 2.5m 以上が予想される場合

種 類			発表基準	
注 意 報	洪 水 注 意 報	洪 水 注 意 報	津波、高潮以外による洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次のいずれかの基準以上が予想される場合	
			1 時間雨量	60mm（平地）
			流域雨量指数基準	安房川流域=20、宮之浦川流域=11
			複合基準	1 時間雨量 40mm かつ 流域雨量指数 安房川流域=13
警 報	気 象 警 報	暴 風 警 報	暴風により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合	
			平均風速が 25m/s 以上が予想される場合	
		暴 風 雪 警 報	暴風雪により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合	
			雪を伴い平均風速 25m/s 以上が予想される場合	
		大 雨 警 報	大雨により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次のいずれかの基準以上が予想される場合	
			1 時間雨量	土壌雨量指数基準
			90mm（平地以外）	168mm
		大 雪 警 報	大雪により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合	
			24 時間の降雪の深さが 10 cm 以上が予想される場合	
	高 潮 警 報	高 潮 警 報	台風等による海面の異常上昇により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には潮位がMS L +2.2m 以上が予想される場合	
	波 浪 警 報	波 浪 警 報	風浪・うねり等により重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には有義波高 6 m 以上が予想される場合	
	洪 水 警 報	洪 水 警 報	津波・高潮以外による洪水により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次のいずれかの基準以上が予想される場合	
			1 時間雨量	90mm（平地）
			流域雨量指数基準	安房川流域=25、宮之浦川流域=15
			複合基準	1 時間雨量 80mm かつ 流域雨量指数 安房川流域=13

（注）（ア） 発表基準欄に記載した数値は、鹿児島県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。

（イ） 注意報・警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。

（ウ） 高潮注意報・高潮警報の基準潮位は、現地の平均潮位（MS L）を基準としている。

（1） 気象情報

気象等の予報に係るある台風その他の異常気象等についての情報は、一般及び関係機関に対して具体的に速やかに発表する。

特に、1 時間 110mm 以上の雨量を観測した場合は、直ちに「〇〇〇地方記録的短時間大雨情報」を発表する。この値については、注意報・警報の基準値と同様に検討と見直しが行われ、必要な場合は変更される。

5-2 雨量観測所

関係土木 事務所名	流域河川名	観測所名	位置	雨量計種別	管理者（所属）	備考
熊毛支庁 屋久島事務所	—	地域気象観測所	屋久島町小瀬田	アメダス	鹿児島地方気象台長	
	宮之浦川	宮之浦支所	〃 宮之浦	テレメータ	屋久島町長	I S
	安房川	屋久島事務所	〃 安房	〃	屋久島事務所	I S
	—	口永良部島	〃 口永良部島	〃	〃	L S
	—	永田	〃 永田	〃	〃	L S
	—	吉田	〃 吉田	〃	〃	L S
		番屋ヶ峰	〃 口永良部島	〃	〃	L S
		安房西	〃 安房	〃	〃	L S
		尾之間支所	〃 尾之間	〃	〃	L S
		平内	〃 平内	〃	〃	L S
		栗生	〃 栗生	〃	〃	L S

（県水防計画より）

※ アメダス：地域気象観測システム（テレメータ方式）により，アメダスセンターを経て，鹿児島地方気象台に配信される。

テレメータ：雨量や水位などの観測データを無線回線等により監視局へ収集する。

（テレメータには，別途自記雨量計及びデジタル雨量計を併設するものを含む。）

I S：H8～H10『鹿児島県河川情報システム』による整備（テレメータ化を含む。）

L S：H10～H12『鹿児島県土砂発生予測システム』による整備

6 通信に関する資料

6-1 防災行政無線の整備状況

通信施設概要（南部地区）

同報系	親局	中継局	遠隔制御器	屋外受信局	区長リモコン	地区放送装置
	1	2	1	39	15	15

移動系	親局	中継局	基地局	統制制御装置	移動局（10w）	移動局（5w）
	1	2	1	5	53	16

通信施設概要（北部地区）

同報系	親局	中継局	遠隔制御器	屋外受信局	区長リモコン	地区放送装置
	1	1	1	33	—	—

戸別受信機（南部地区）

（平成22年3月現在）

地区名	無線等設置状況	戸別受信機設置状況
栗生	同報系	全戸
中間	同報系	全戸
湯泊	同報系	全戸
平内	同報系	全戸
小島	同報系	全戸
尾之間	同報系	全戸
原	同報系	全戸
麦生	同報系	全戸
高平	同報系	全戸
平野	同報系	全戸
春牧	同報系	全戸
安房	同報系	全戸
松峯	同報系	全戸
船行	同報系	全戸
永久保	同報系	全戸

6-2 同報無線設置箇所

1. 屋外拡声器（南部地区）

（平成22年3月現在）

番号	局 名	番号	局 名
1	役 場	21	原 1
2	永久保公園	22	原 2
3	永久保	23	尾之間 1
4	船 行	24	小島 1
5	松峰 1	25	小島 2
6	松峰 2	26	平内 1
7	安房 1	27	平内 2
8	安房 2	28	平内 3
9	安房 3	29	湯泊
10	春牧 1	30	城下
11	春牧 2	31	中間
12	春牧 3	32	栗生 1
13	春牧 4	33	栗生 2
14	春牧 5	34	栗生 3
15	平野 1	35	平野 3
16	平野 2	36	麦生 3
17	高平 1	37	原 3
18	高平 2	38	尾之間 2
19	麦生 1	39	平内 4
20	麦生 2		

2. 屋外拡声器（北部地区）

（平成22年3月現在）

番号	局 名	番号	局 名
1	役 場	14	宮之浦 3
2	長峰 1	15	宮之浦 4
3	長峰 2	16	宮之浦 5
4	長峰 3	17	宮之浦 6
5	長峰 4	18	宮之浦 7
6	小瀬田 1	19	宮之浦 8
7	小瀬田 2	20	宮之浦 9
8	楯川	21	宮之浦 10
9	楠川 1	22	志戸子
10	楠川 2	23	一湊 1
11	楠川 3	24	一湊 2
12	宮之浦 1	25	一湊 3
13	宮之浦 2	26	吉田

番号	局 名	番号	局 名
27	永田 1	31	前田
28	永田 2	32	湯向
29	永田 3	33	寝待
30	本村	34	

7 食糧・応急住宅・水道等に関する資料

7-1 食糧（主食米）の調達先

機 関 名	所 在 地	電話番号
九州農政局鹿児島農政事務所	鹿児島市小川町 3-64	099-222-0121
鹿児島県農政部農産課	鹿児島市鴨池新町 10-1	099-286-3195

7-2 水道施設の概要

簡易水道

(平成 22 年 3 月現在)

地区名	原水の種別	許可年月日	計 画 給水人口	給水人口	一日最大 配水量 (m3)	普及率 (対事業区域内人口)
口永良部	表流水	平成 4 年 5 月 29 日	170	138	84	99.3%
永 田	表流水	平成 10 年 12 月 8 日	800	535	525	
吉 田	表流水	平成 3 年 5 月 23 日	340	195	195	
一 湊	表流水	平成 6 年 6 月 22 日	2,100	814	760	
志戸子	表流水	平成 5 年 11 月 26 日				
宮之浦	表流水	平成 19 年 5 月 31 日	4,400	3,791	1,920	
楠 川	表流水					
榑 川	表流水					
小瀬田	表流水 深井戸	平成 19 年 9 月 26 日	900	468	350	
長 峰	表流水					
永久保	表流水	平成 7 年 7 月 26 日	190	165	120	
船 行	表流水	平成 5 年 3 月 31 日	530	256	105	
松 峯	表流水	平成 6 年 6 月 22 日	3,360	2,588	1,751	
安 房	表流水					
春 牧	表流水					
平 野	表流水	昭和 62 年 4 月 17 日	400	274	100	
高 平	表流水	平成 2 年 10 月 20 日	135	170	69	
麦 生	表流水	平成 元年 6 月 29 日	460	284	105	

地区名	原水の種別	許可年月日	計 画 給水人口	給水人口	一日最大 配水量 (m3)	普及率 (対事業区域内人口)
原	表流水	平成 11 年 2 月 23 日	520	464	233	99. 3%
尾之間	表流水	平成 18 年 12 月 20 日	1, 030	1, 008	611	
小 島	表流水					
上之牧	表流水	平成 10 年 9 月 24 日	910	866	395	
平 内	表流水					
湯 泊	表流水					
中 間	表流水	平成 3 年 6 月 27 日	1, 790	825	690	
栗 生	表流水					

7－3 給水資機材等の整備状況

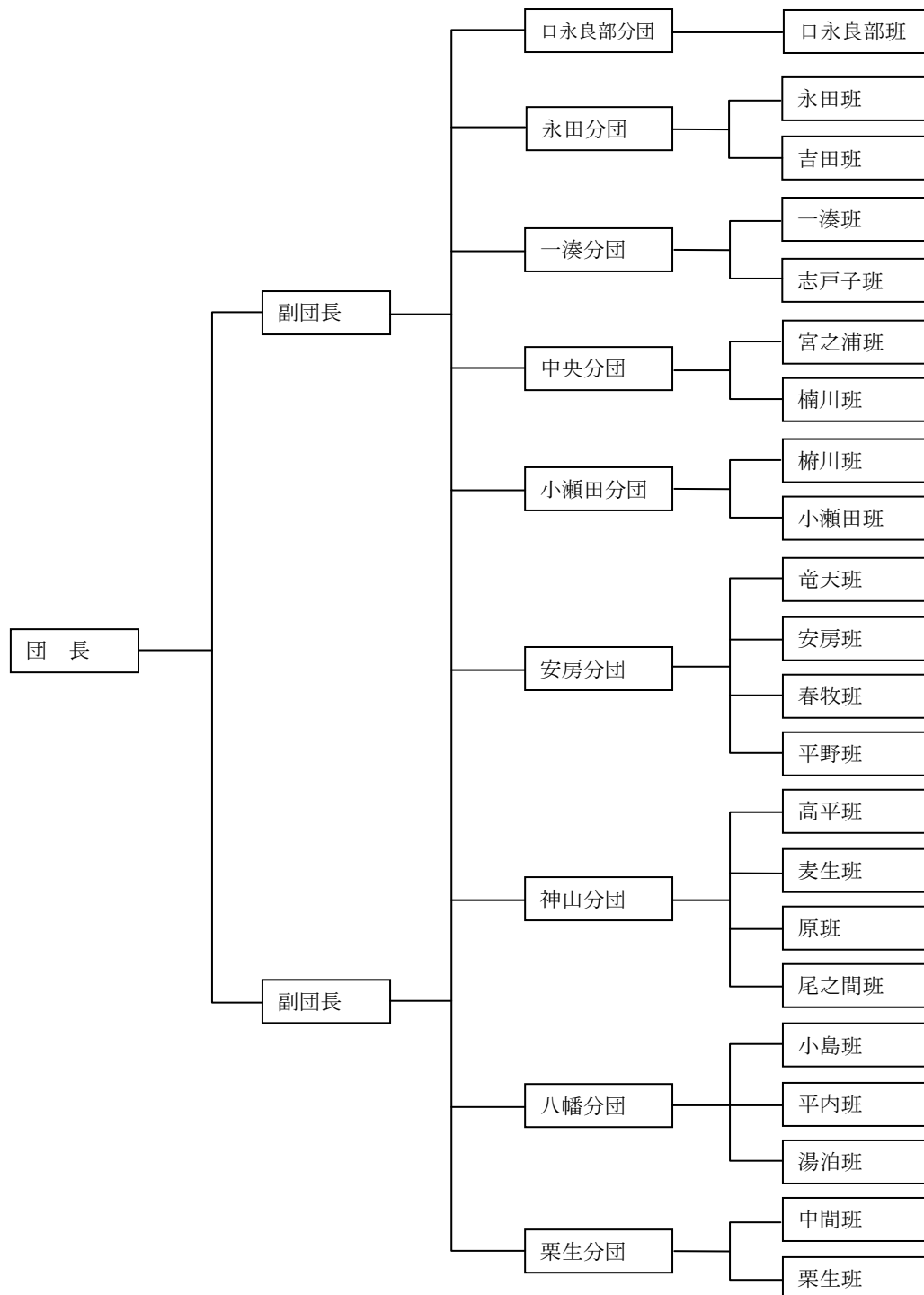
簡易水道

(平成 22 年 3 月現在)

資機材等名		数量
車 両	ライトバン	2 台
	箱 バ ン	2 台
	軽トラック (ダンプ)	1 台
	軽トラック	1 台
	ダンプ (2 t)	1 台
給 水 容 器	給水容器 (ポリタンク 100ℓ)	2 個
	給水容器 (ポリタンク 1,000ℓ)	1 個
	給水容器 (ポリタンク 2,000ℓ)	1 個
機 材	パイプ圧着機	2 台
	発 電 機	2 台
	水中ポンプ	3 台
	投 光 機	4 台
	コンクリートカッター	1 台
	草 払 機	4 台
	ランマープレート	1 台
	原動機付ポンプ	2 台

8 消防・危険物施設等に関する資料

8－1 消防団の組織図 (9分団・22班)



8－2 消防団の定員及び装備状況

(平成 22 年 3 月現在)

本部・分団名	定員（人）	装 備			
		タンク車	ポンプ車	積載車	小型ポンプ
団本部	3				
口永良部分団	25			2	2
永田分団	44		1	3（婦 1）	3
一湊分団	44		1	3	3
中央分団	46	1	2	2	2
小瀬田分団	38		1	2	2
安房分団	58	1	2	3	3
神山分団	50			4	4
八幡分団	40		1	2	2
栗生分団	32		1	1	1
合計（9 分団）	380	2	9	22	

8－3 危険物施設状況

北部地区

(平成 22 年 3 月現在)

番号	名 称	住 所	電話番号	製造所等
1	畠商会	口永良部島 588	49-2281	給油取扱所
2	九州電力株式会社 口永良部発電所	口永良部島 1261	49-2223	屋外タンク貯蔵所(2)、移送取扱所
3	まるそう石油	永田 2930-1	45-2103	給油取扱所、移送タンク貯蔵所
4	屋久島漁業協同組合	一湊港内	44-2011	船舶給油取扱所、屋外タンク貯蔵所(2)、一般取扱所、移動タンク貯蔵所
		宮之浦港内	—	船舶給油取扱所(2)、地下タンク貯蔵所、移送取扱所
5	有限会社 林石油	一湊 85-1	44-2355	給油取扱所、移動タンク貯蔵所
6	有限会社 肥後石油	一湊 2286-1	44-2102	給油取扱所、移動タンク貯蔵所(3)
7	熊毛運輸 株式会社	志戸子 1277-5	42-0567	移動タンク貯蔵所
8	屋久島クリーンサポートセンター	宮之浦 1312-26	49-1918	地下タンク貯蔵所
9	屋久島クリーンセンター	小瀬田 469-45	43-5900	地下タンク貯蔵所
10	屋久島電工 株式会社	宮之浦 939	42-0111	屋外タンク貯蔵所(8)、移送取扱所(2)、一般取扱所、屋外貯蔵所
11	ヤクデン商事 株式会社	宮之浦 1009	42-0216	一般取扱所、移動タンク貯蔵所
12	いわさきコーポレーション 株式会社	宮之浦港内	42-0034	船舶給油取扱所、屋外タンク貯蔵所
13	コスモライン 株式会社	宮之浦 1208-11	42-2003	船舶給油取扱所
14	屋久島町役場	宮之浦 1593	43-5900	船舶給油取扱所
15	アイランド・イノベーション 株式会社	宮之浦 287-15	42-0015	給油取扱所、移動タンク貯蔵所(3)
		小瀬田 826-18	43-5566	給油取扱所、移動タンク貯蔵所
16	有限会社 荒田石油	宮之浦 366-3	42-0427	給油取扱所、移動タンク貯蔵所

番号	名 称	住 所	電話番号	製造所等
17	有限会社 コスモエネルギーサプライ	宮之浦 277-38	—	船舶給油取扱所(2)、自家用給油取扱所、地下タンク貯蔵所、一般取扱所
18	日米礦油 株式会社	宮之浦	42-1233	屋外タンク貯蔵所(4)、移送取扱所、一般取扱所
19	有限会社 宮之浦石油	宮之浦 13	42-0073	給油取扱所
20	株式会社 N T T 西日本南九州	宮之浦 1599	42-0686	地下タンク貯蔵所
21	種子屋久農業協同組合	宮之浦 2385-1	42-1911	給油取扱所、移動タンク貯蔵所
22	有限会社 内田石油	宮之浦 2451-42	42-0722	給油取扱所、移動タンク貯蔵所(2)
23	岩崎産業 株式会社	宮之浦 2451-42	42-0722	移動タンク貯蔵所
24	医療法人徳洲会 屋久島徳洲会病院	宮之浦 2467	42-2200	地下タンク貯蔵所
25	株式会社 老舗恵命堂	楠川 579-25	42-3121	地下タンク貯蔵所、屋外タンク貯蔵所(2)
26	株式会社 森山（清）組	楠川 85	42-0218	屋外タンク貯蔵所
27	農業生産茶工場	楠川 702-3	43-5900	地下タンク貯蔵所
28	朝日航洋 株式会社	石塚国有林 90 た林 小班（楠川）	—	屋外タンク貯蔵所
29	南邦石油 株式会社	小瀬田 815-85	43-5321	給油取扱所、移動タンク貯蔵所
30	屋久島空港電源局舎	小瀬田 310-1	43-5031	地下タンク貯蔵所
31	アポロリゾートマネジメント 株式会社	小瀬田 812-33	43-5751	屋外タンク貯蔵所

南部地区

番号	名 称	住 所	電話番号	製造所等
1	岩崎産業 株式会社 屋久島油槽所	安房 466-16	46-3281	船舶給油取扱所、地下タンク貯蔵所、移送取扱所(2)、一般取扱所
2	屋久島漁業協同組合	安房 136	46-3116	地下タンク貯蔵所、船舶給油取扱所、移送取扱所
		栗生 1249	48-2014	地下タンク貯蔵所、船舶給油取扱所
3	有限会社 屋久島石油	安房 540-9	46-2725	給油取扱所
4	屋久島トラック有限公司 安房給油所	安房 429-4	46-3639	給油取扱所
5	大東海運産業 株式会社	安房 304-28	46-2246	給油取扱所
6	経営構造対策産業（荒茶加工施設）	安房 2294-5	49-7098	地下タンク貯蔵所
7	屋久島アスファルト合材センター共同企業体	安房 2400	46-3304	屋外タンク貯蔵所、一般取扱所
8	株式会社 マルエム建設	原 370-1	47-2229	給油取扱所
		平内 49-3	47-3365	給油取扱所
9	屋久島総合福祉センター こまどり館	尾之間 459-1	47-3232	地下タンク貯蔵所
10	有限会社 日高石油	尾之間 1514	47-2946	給油取扱所
11	屋久島いわさきホテル	尾之間 1310-2	47-3777	地下タンク貯蔵所、一般取扱所

9 医療・衛生に関する資料

9-1 医療機関

名 称	所在地	電話番号	F A X	診療科目
屋久島徳洲会病院	宮之浦 2467	42-2200		内科、神経内科、外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、精神科、小児科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、歯科口腔外科、循環器科、麻酔科
門野医院	一湊 348-1	44-2303	44-2666	内科、外科、整形外科、
和田病院	宮之浦 217	42-1322		内科、外科、産婦人科
仲医院	安房 410-158	46-2131		内科、消化器科
永田診療所	永田 1247-1	45-2273	45-2550	内科
栗生診療所	栗生 1743	48-2103		内科、小児科、耳鼻咽喉科
尾之間診療所	尾之間 136-6	47-3277		内科、外科、小児科、
口永良部へき地 出張診療所	口永良部島 533-1	49-2119		内科
あらき歯科	宮之浦 197	42-2248		歯科
小瀬田診療所歯科	小瀬田 849-18	43-5588		歯科
小脇歯科	安房 739-15	46-3744		歯科
渡辺歯科	安房 304-36	46-2515		歯科

9-2 ごみ・し尿収集運搬車

(平成 22 年 3 月現在)

区分	ごみ						し尿		合 計	
	塵芥車		トラック等		小計		糞尿車			
	台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)
直営分	－	－	3	4	3	4	－	－	3	4
委託業者分	9	23	19	33	28	56	－	－	28	56
許可業者分	11	27	25	54	36	81	17	62	53	143

9－3 廃棄物・し尿処理施設

1 屋久島町クリーンサポートセンター

所在地（電話番号）		宮之浦 1312-21（49-1918）
敷地面積		51,207 m ²
処理能力	炭化・電気溶融施設	竣 工：平成18年 3月 炭化設備：14t／16h 溶融設備：4.4t／16h
	リサイクルプラザ	竣 工：平成18年 3月 不燃粗大ゴミ：5.2t／5h 資 源 ゴ ミ：2.8t／5h
埋立最終処分場		竣 工：平成18年 3月 埋立容量：4,800 m ³
処理区域の概況		処理区域：屋久島町 人 口：13,472人 世 帯 数：6,564世帯

2 屋久島クリーンセンター

所在地（電話番号）		小瀬田 469-45（43-5900）
敷地面積		5,650 m ²
し尿処理施設		竣 工：平成11年 3月 処理方式：膜分離高負荷脱窒素処理方式＋高度処理 処理能力：26kl／日（し尿 19kl／日，浄化槽汚泥 7kl／日） 処理計画人口：14,416人

9－4 火葬場

屋久島火葬場

所在地（電話番号）		安房（46-2907）
敷地面積		3,500 m ²
斎場施設		竣 工：昭和23年 9月 施 設 数：火葬炉2基 処理能力：6体／日

10 輸送に関する資料

10－1 救援物資等集積場所

名 称	所在地	電話番号	面 積
一湊中学校体育館	一湊 2030	44-2031	
宮之浦体育館	宮之浦 2482-5	42-2089	1,342 m ²
安房体育館	安房 304-1	—	2,156 m ²
岳南中学校体育館	小島 393-9	47-2200	746 m ²

10－2 ヘリコプター緊急時離着陸場予定地

名 称	所在地	設置（管理）者	連絡先	その他
栗生ヘリポート	栗生	屋久島町	43-5900	
原緊急用 ヘリポート	原 174-23	屋久島町	43-5900	照明あり
宮之浦陸上競技場	宮之浦	屋久島町	43-5900	
口永良部島緊急用 ヘリポート	口永良部島 868-64	屋久島町	43-5900	

災害応急対策用

緊急通行車両事前届出書

平成 年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

申請者住所
(電 話)
氏 名

印

番 号 標 に 標 示 されている番号 (登録番号)			
車両の用途（緊急 輸送を行う車両 にあっては、輸送 人 員 又 は 品 名			
使用者	住 所	()	局 番
	氏 名		
出 発 地			

(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。

第A— 号

災害応急対策用

緊急通行車両事前届出済証

平成 年 月 日

鹿児島県公安委員会 印

左記のとおり事前届出を受けたことを証する。

(注) 1 警戒宣言発令時又は災害発生時には、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署（幹部派出所を含む）、交通検問所等に提出して、所要の手続きを受けてください。
2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。
3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。
1 緊急通行車両に該当しなくなったとき。
2 緊急通行車両が廃車となったとき。
3 その他、緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。

11 その他の資料

11-1 救助の実施程度、方法及び期間一覧表

(平成22年11月1日現在)

救助の種類	対 象	対象経費	期 間	実施基準	留意事項
避難所の設置	現に被害を受け 又は被害を受ける おそれのある者を 収容する	避難所の設置, 維持及び管理のた めの経費 ・人夫賃 ・消耗器材費 ・建物等の使用謝 金 ・器物の使用謝金 ・借上費又は購入 費 ・光熱水費並びに 仮設便所等の設 置費	災害発生の日か ら7日以内 (ただし厚生労 働大臣の承認 により期間延 長あり)	(基本額) ・避難所設置 1人1日当たり300円以内 冬季(10月～3月)については別 に定める額を加算する。 ・天幕借上, 仮設便所設置等の経費 も含まれる。 ・輸送費は別途計上 ・福祉避難所を設置した場合は, 特 別な配慮のために必要な当該地 域における通常の実費を加算す ることがある。	・場所の選定 ・収容人員の把握 ・準備を要するもの (例 懐中電灯, 敷ゴザ等) ・通信施設の確認 (非常通信方法の教示)
災害にかかっ た者の救出	1 現に生命, 身体 が危険な状態に ある者 2 生死不明の状態 にある者	船艇, その他救 出のための機械器 具等の借上費又は 購入費, 修繕費及 び燃料費	災害発生の日か ら3日以内 (ただし厚生労 働大臣の承認 により期間延 長あり)	・当該地域における通常の実費 ・期間内に生死が明らかにならない 場合は以後「死体の搜索」として 取り扱う。 ・輸送費, 賃金職員等雇上費は別途 計上	・救出に必要な機械器具, 賃 金職員等の確保及び輸送 の方法 ・救出された者に対する医療 処置 ・救出された者の輸送の方法
炊き出しその 他による食品 の給与	1 避難所に収容さ れた者 2 全半壊(焼)流 失, 床上浸水で 炊事できない者 3 床下浸水で自宅 において自炊不 可能な者	主食費, 副食費, 燃料費, 雑費(器 物の使用謝金, 消 耗品の購入費)	災害発生の日か ら7日以内 (ただし厚生労 働大臣の承認 により期間延 長あり)	・1人1日当たり1,010円以内 ・食品給与のための総経費を延給食 人員で除した金額以内であれば よい。 ・被災地から縁故先(遠隔地)等に 一時避難する場合, 3日分支給可 (大人, 小人の区別なし)	
飲料水の供給	現に飲料水を得 ることができない 者(飲料水及び炊 事のための水であ ること)	・水の購入費 ・給水及び浄水に 必要な機械器具 の借上費, 修繕 費及び燃料費 ・浄水用の薬品及 び資材費	災害発生の日か ら7日以内 (ただし厚生労 働大臣の承認 により期間延 長あり)	・当該地域における通常の実費 ・輸送費, 賃金職員等雇上費は別途 計上	飲料水の必要量及び輸送 方法
障害物の除去	1 自力では除去す ることのできな い者 2 居室, 炊事場, 玄関等に障害物 が運びこまれて いるため生活に 支障を来してい る場合	・除去に必要な機 械器具等の借上 費, 輸送費及び 賃金職員等雇上 費	災害発生の日か ら10日以内 (ただし厚生労 働大臣の承認 により期間延 長あり)	・1世帯当たり134,200円以内 ・実情に応じ市町村相互間において 対象数の融通ができる。	・対象世帯の適正な把握 ・障害物が住居の中に運び込 まれている状況の確認(日 常生活上の支障の程度) ・障害物の除去に必要な機械 器具並びに賃金職員等の 確保
被服, 寝具その 他生活必需品 の給与又は貸 与	全半壊(焼), 流失, 床上浸水等 により生活上必要 な被服, 寝具その 他生活必需品を喪 失又はき損し, 直 ちに日常生活を営 むことが困難な者 (世帯単位)	被害者の実情に 応じ ・被服, 寝具及び 身の回り品 ・日用品 ・炊事道具及び食 器 ・光熱材料	災害発生の日か ら10日以内 (ただし厚生労 働大臣の承認 により期間延 長あり)	・夏季(4月～9月), 冬季(10 月～3月)の季別は災害発生の日をも って決定する。 ・備蓄物資の価格は年度当初の評価 額 ・現物給付に限る。 ・下表金額の範囲内(単位: 円)	・被害世帯区分の確認(全壊 (焼), 半壊(焼), 床上 浸水) ・物資配分計画表の作成 (購入品目の検討) ・物資の調達方法 (特に現地調達可能量の 検討) ・物資の配布の方法(賃金職 員, 車の確保並びに受領証 の作成, 寄贈物品との区別 を明確にする。(災害救助 法に基づく救援物資とそ の他日赤救援物資等))

救助の種類	対 象	対象経費	期 間	実施基準	留意事項																																						
		<table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>1 人 世帯</th><th>2人 世帯</th><th>3人 世帯</th><th>4人 世帯</th><th>5人 世帯</th><th>6人以上1人 を増やすこ とに加算す る額</th></tr><tr><td rowspan="2">全壊 全焼 消失</td><td>夏</td><td>17,300</td><td>22,300</td><td>32,800</td><td>39,300</td><td>49,800</td><td>7,300</td></tr><tr><td>冬</td><td>28,600</td><td>37,000</td><td>51,600</td><td>60,400</td><td>75,900</td><td>10,400</td></tr><tr><td rowspan="2">半壊 半焼 床上 浸水</td><td>夏</td><td>5,600</td><td>7,600</td><td>11,400</td><td>13,800</td><td>17,500</td><td>2,400</td></tr><tr><td>冬</td><td>9,100</td><td>12,000</td><td>16,900</td><td>20,000</td><td>25,400</td><td>3,300</td></tr></table>	区 分		1 人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上1人 を増やすこ とに加算す る額	全壊 全焼 消失	夏	17,300	22,300	32,800	39,300	49,800	7,300	冬	28,600	37,000	51,600	60,400	75,900	10,400	半壊 半焼 床上 浸水	夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,500	2,400	冬	9,100	12,000	16,900	20,000	25,400	3,300			
区 分		1 人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上1人 を増やすこ とに加算す る額																																				
全壊 全焼 消失	夏	17,300	22,300	32,800	39,300	49,800	7,300																																				
	冬	28,600	37,000	51,600	60,400	75,900	10,400																																				
半壊 半焼 床上 浸水	夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,500	2,400																																				
	冬	9,100	12,000	16,900	20,000	25,400	3,300																																				
災害にかかった住宅の応急修理	住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（世帯単位）	・修理用原材料費、 労務費、材料輸 送費、工事事務 費	災害発生の日か ら1か月以内 （ただし厚生労 働大臣の承認 により期間延 長あり	・居室、炊事場及び便所等日常生活 に必要な最小限度の部分 ・1世帯当たり520,000円以内 ・実情に応じ市町村相互間において 対象数の融通ができる。	・対象世帯の適正な把握、修 理箇所の確認 （居室、炊事場及び便所等 日常最小限度の部分） ・工事請負契約の締結 ・完成検査の実施																																						
医療	医療の途を失っ た者（応急的処置）	・診察 ・薬剤又は治療材 料の支給 ・処置、手術その 他の治療及び施 術 ・病院又は診療所 への収容 ・看護	災害発生の日か ら14日以内 （ただし厚生労 働大臣の承認 により期間延 長あり	・救護班（原則とする。） 使用した薬剤、治療材料、医療器 具破損等の実費 ・施術者 協定料金の額以内 ・患者等の移送費は別途計上	・応急的処置であること。原 則として救護班の診療を受 けさせること。病院又は診療 所との連絡																																						
助産	災害発生の日以 前又は以後7日以 内に分べんした者 であって、災害の ため助産の途を失 った者（出産のみ ならず死産及び流 産を含み、現に助 産を要する状態に ある者）	助産の範囲 ・分べんの介助 ・分べん前分べん 後の処置 ・脱脂綿、ガーゼ その他の衛生材 料	分べんした日か ら7日以内 （ただし厚生労 働大臣の承認 により期間延 長あり	・救護班等による場合は、使用した 衛生材料等の実費 ・助産婦による場合は、慣行料金の 2割引以内の額 ・妊婦等の移送費は別途計上	・原則として救護班の診療を 受けること。 ・産院又は一般の医療機関で も差し支えない。																																						
学用品の給与	住家の全壊（焼）、 流出、半壊（焼） 又は床上浸水によ り、学用品を喪失 又は損傷し、就学 上支障のある小学 校児童（特別支援 学校）の小学部児 童を含む、以下同 じ。）、中学校生 徒（中等教育学校 の前期課程及び特 殊教育学校の中等 部生徒を含む。） 及び高等学校等生 徒（高等学校（定 時制及び通信制を 含む。）、中等教 育学校の後期課 程、特別支援学校 の高等部、高等専 門学校、専修学校 及び各種学校の生 徒をいう。）	・教科書及び教材 ・文房具 ・通学用品	災害発生の日か ら （教科書） 1ヶ月以内 （文房具及び通 学用品） 15日以内 （ただし厚生労 働大臣の承認 により期間延 長あり	・教科書代 小学校児童及び中学校生徒 教科書及び教科書以外の教材 で、教育委員会に届け出又はその 承認を受けて使用している教材 実費 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材実 費 ・文房具費及び通学用品費次の金額 以内 小学校児童1人当たり4,100円 中学校生徒1人当たり4,400円 ・高等学校等生徒1人当たり4,800 円 ・備蓄物資は評価額 ・入・進学時の場合は、個々の実情 に応じて支給する。	・児童生徒の確実な人員把握 ・教科書の確保に努める。 ・教材については県、町教育 委員会に届出又は承認を 受けたもの																																						
死体の捜索	行方不明の状態 にあり、かつ、四 囲の事情により既 に死亡していると 推定される者	捜査のための機 械器具等の借上費 又は購入費、修繕 費及び燃料費等	災害発生の日か ら10日以内 （ただし厚生労 働大臣の承認 により期間延 長あり	・当該地域における通常の実費 ・輸送費、賃金職員等雇上費は別途 計上 ・災害発生後3日を経過したもの は、一応死亡したものと推定して いる。																																							

救助の種類	対 象	対象経費	期 間	実施基準	留意事項
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	・洗浄、縫合、消毒 ・一時保存 ・検案	災害発生の日から10日以内 （ただし厚生労働大臣の承認により期間延長あり）	・洗浄、消毒等 1 体当たり 3,300 円以内 ・一時保存 既存建物は通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,000 円以内 ・ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算することがある。 ・検案 救護班以外は慣行料金 ・輸送費、賃金職員等雇上費は別途計上	・救助の実施機関である県知事、町長（補助又は委任）のみが行う。 ・死体の処理は救助の実施機関が現物給付として行う。 ・検案は原則として救護班が行う。
埋葬	・災害の際死亡した者 ・実際に埋葬を実施する者に支給	・棺（附属品を含む。） ・埋葬又は火葬に要する物品（賃金職員雇上費を含む。） ・骨つぼ及び骨箱	災害発生の日から10日以内 （ただし厚生労働大臣の承認により期間延長あり）	・1 体当たり 大人（12 歳以上） 201,000 円以内 小人（12 歳未満） 159,200 円以内	・災害時の混乱の際に死亡した者であるか確認を行う。 ・災害のため埋葬を行うことが困難
応急仮設住宅の給与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者（世帯単位）	・整地費、建築費、附帯工事費、労務費、輸送費、建築事務費	災害発生の日から20日以内着工 （ただし厚生労働大臣の承認により着工期間の延長あり）	・基準面積は平均 1 戸当たり 29.7 m²（9 坪）であればよい。 また実情に応じ、市町村相互間によって設置戸数の融通ができる。 ・限度額 1 戸当たり 2,387,000 円以内 ・供与期間 2 年以内 ・県外からの輸送費は別枠とする。 ・同一敷地内におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（規模、費用は別に定めるところによる。） ・賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することができる。（費用は別に定めるところによる。）	・対象世帯の適正な把握（前年中の課税標準額等に基づく検討） ・住宅の設置場所、建設用地の選定、確保 ・業者との工事請負契約の締結 ・完成検査の実施（建築技術者の検査を受ける。）
輸送費及び賃金職員等雇上費	・被災者の避難 ・医療及び助産 ・被災者の救出 ・飲料水の供給 ・死体の捜査 ・死体の処理 ・救援用物資の整理配分		救助の実施が認められる期間以内	・当該地域における通常の実費	・各救助の種目により異なる。
実費弁償	・災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者		救助の実施が認められる期間以内	（日当 1 人当たり） ・医師、歯科医師、薬剤師 ・保健士、助産士、看護師 ・土木技術者、建築技術者 県の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して知事が別に定める額。ただし、当該業務に従事した者に相当する県の常勤の職員が存在しない場合は、市町村（市町村の一部事務組合を含む。）の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して知事が別に定める額 ・大工、左官、とび職 県が実施する工事の工事費を積算する際に用いる賃金単価を考慮して知事が別に定める額	・時間外勤務手当及び旅費は別に定める額
	・災害救助法施行令第10条第5号から第10号までに規定する者			・業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内	

11-2 指定（登録）文化財一覧

	種 別	区 分	名 称	所 在 地	指定年月日
国 指 定	記念物	特別天然記念物	屋久島スギ原始林	屋久島	昭和 29. 3. 20
	記念物	天然記念物	アカヒゲ	屋久島	昭和 45. 1. 23
	記念物	天然記念物	オカヤドカリ	屋久島	昭和 45. 11. 12
	記念物	天然記念物	カラスバト	屋久島	昭和 46. 5. 19
	記念物	天然記念物	アカコッコ	屋久島	昭和 50. 2. 13
	記念物	天然記念物	エラブオオコウモリ	屋久島	昭和 50. 2. 13
	記念物	天然記念物	イイジマムシクイ	屋久島	昭和 50. 6. 26
	記念物	天然記念物	ヤクシマカワゴロモ生息地	一湊川・白川	平成 22. 8. 5
県 指 定	記念物	史跡	泊如竹の墓	安房	昭和 36. 8. 16
	民俗文化財	無形	屋久島の如竹踊り	安房	平成 18. 4. 21
町 指 定	記念物	天然記念物	スナヅル	栗生西宮原	昭和 45. 11. 16
	記念物	天然記念物	ツキイゲ	栗生西宮原	昭和 45. 11. 16
	記念物	天然記念物	メヒルギ	栗生満泊	昭和 45. 11. 16
	記念物	天然記念物	カンノンチク	平内大山	昭和 45. 11. 16
	記念物	天然記念物	ボンカン原木	平内	昭和 45. 11. 16
	記念物	天然記念物	モダマ	安房城山	昭和 45. 11. 16
	記念物	天然記念物	ヒリュウシダ	原	昭和 45. 12. 19
	記念物	天然記念物	テンバイ	小島	昭和 45. 12. 19
	記念物	天然記念物	ガジュマル	中間上町	昭和 45. 12. 19
	記念物	天然記念物	ウミガメとタマゴ	栗生海岸	昭和 46. 5. 24
	記念物	天然記念物	キイレツチトリモチ	尾之間	昭和 48. 3. 8
	記念物	天然記念物	ヤッコソウ	小島	昭和 48. 3. 8
	記念物	天然記念物	枕状溶岩	田代川河口	昭和 48. 3. 8
	記念物	史跡	檀那墓	宮之浦	昭和 48. 5. 7
	有形文化財	古文書	楠川区有文書	宮之浦	昭和 48. 8. 20
	有形文化財	絵画	涅槃図	宮之浦	昭和 52. 3. 5
	民俗文化財	無形	なぎなた踊り	麦生	昭和 55. 3. 31
	民俗文化財	無形	湯泊笠踊り	湯泊	昭和 56. 9. 30
	記念物	史跡	如竹掘	安房	昭和 56. 9. 30
	記念物	史跡	宮之浦城ヶ平城跡	宮之浦	昭和 63. 4. 26
	民俗文化財	有形	栗生共同墓地	栗生	平成 3. 3. 31
	有形文化財	歴史資料	日蓮宗祖師等供養塔婆	永田字瀬戸ノ上	平成元年 4. 1
	有形文化財	工芸品	顕寿寺梵鐘	永田字下宇都	平成元年 4. 1
	有形文化財	考古資料	本蓮寺鐔口	楠川字門前	平成元年 4. 1

	種 別	区 分	名 称	所 在 地	指定年月日
町 指 定	有形文化財	歴史資料	道本銘供養塔	宮之浦字後野釈迦堂	平成元年 4. 1
	有形文化財	歴史資料	法華經三千部供養塔	宮之浦字寺山	平成元年 4. 1
	有形文化財	歴史資料	島津義久第七回忌供養塔	宮之浦字寺山	平成元年 4. 1
	有形文化財	建造物	正徳五年銘石灯籠	宮之浦字寺山	平成元年 4. 1
	有形文化財	歴史資料	益救神社仁王像	宮之浦字水洗尻	平成元年 4. 1
	有形文化財	工芸品	益救神社手水鉢	宮之浦字水洗尻	平成元年 4. 1
	記念物	史跡	牛床詣所	宮之浦字牛床	平成元年 4. 1
	記念物	史跡	天文十七年行善、妙厳銘五輪塔	永田字瀬戸ノ上	平成元年 4. 1
	記念物	史跡	永田嶽神社境内磨崖題目	永田字多々良	平成元年 4. 1
	記念物	史跡	楠川城跡	楠川字折山	平成 7. 11. 21
	記念物	天然記念物	モリヘゴ	楠川字門前	平成 8. 2. 26
	記念物	史跡	西村越前守平時安の墓	平内字大山	平成 10. 6. 26
	記念物	史跡	相良市郎兵衛藤原長政の墓	平内字大山	平成 10. 6. 26
	記念物	天然記念物	クリオザサ	栗生	平成 16. 2. 27
	記念物	天然記念物	オオタニワタリ	湯泊・尾之間	平成 16. 2. 27
	記念物	天然記念物	船行大杉	船行	平成 16. 2. 27
	記念物	天然記念物	ブーフィコス化石群	宮之浦字物ヶ峰	平成 19. 3. 23